岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく

温室効果ガス排出削減計画書等作成の手引き

平成３１年４月

岡山県環境文化部環境企画課
新エネルギー・温暖化対策室

温室効果ガス

1 二酸化炭素(CO2)

2 メタン(CH4)

3 一酸化二窒素(N2O)

4 ハイドロフルオロカーボン
① トリフルオロメタン(HFC－23)
② ジフルオロメタン(HFC－32)
③ フルオロメタン(HFC－41)
④ 1・1・1・2・2－ペンタフルオロエタン(HFC－125)
⑤ 1・1・2・2－テトラフルオロエタン(HFC－134)
⑥ 1・1・1・2－テトラフルオロエタン(HFC－134a)
⑦ 1・1・2－トリフルオロエタン(HFC－143)
⑧ 1・1・1－トリフルオロエタン(HFC－143a)
⑨ 1・1－ジフルオロエタン(HFC－152a)
⑩ 1・1・1・2・3・3・3－ヘプタフルオロプロパン(HFC－227ea)
⑪ 1・1・1・3・3・3－ヘキサフルオロプロパン(HFC－236fa)
⑫ 1・1・2・2・3－ペンタフルオロプロパン(HFC－245ca)
⑬ 1・1・1・2・3・4・4・5・5・5－デカフルオロペンタン
(HFC－43－10mee)

5 パーフルオロカーボン
① パーフルオロメタン(PFC－14)
② パーフルオロエタン(PFC－116)
③ パーフルオロプロパン(PFC－218)
④ パーフルオロブタン(PFC－31－10)
⑤ パーフルオロシクロブタン(PFC－c318)
⑥ パーフルオロペンタン(PFC－41－12)
⑦ パーフルオロヘキサン(PFC－51－14)

6 六ふっ化硫黄(SF6)

7 三ふっ化窒素(NF3)

○ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 23 年法律第 74 号）第 2 条第 3 項
○ 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成 23 年政令第 20 号）第 1 条、第 2 条

目　　次

１　目的　…… 1

２　制度の概要　…… 1

３　特定事業者の範囲　…… 2

４　エネルギー使用量の原油換算　…… 4

５　６．５ガス（非エネルギー起源二酸化炭素及び二酸化炭素以外の温室効果ガス）基準による特定事業者　…… 5

６　温室効果ガス排出量の算定方法　…… 7

７　温室効果ガス排出削減計画書の作成　…… ３０

８　温室効果ガス排出削減計画書の提出　…… ３８

９　温室効果ガス排出削減計画書の継続　…… ３８

10　温室効果ガス排出削減計画書の変更　…… ３８

11　温室効果ガス排出削減対策実施状況等報告書　…… ３９

12　温室効果ガス排出削減対策実施状況等報告書の提出　…… ４３

・　国が政省令等で示す数値（排出係数、発熱係数など）は、変更となる場合があります。この場合、この手引きに掲載した数値によらず、最新の数値を使用してください。

１　目的

地球温暖化は、生態系や人類に悪影響を及ぼし、予想される影響の大きさや深刻さから、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つであるといえます。

岡山県では、平成 14 年 3 月に岡山県地球温暖化防止行動計画を策定し、地球温暖化の原因である二酸化炭素等温室効果ガスの排出量の削減のための取組を進めてきましたが、近年、県内の温室効果ガス排出量は増加傾向にあり、特に、県内の温室効果ガス排出量の約８割を占める産業部門をはじめ、排出量増加の著しい業務部門、運輸部門からの排出量削減の取組を一層推進する必要があります。

これらのことから、県内の温室効果ガス大量排出事業者が、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、排出量の削減に向けた具体的な取組計画を作成、実施するとともに、その内容を県が公表することにより、事業者の事業活動に伴う温室効果ガス排出量削減の取組を推進することを目的として温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度を制定しました。

２　制度の概要

「岡山県環境への負荷の低減に関する条例」（平成 13 年岡山県条例第 76 号。以下、条例という。）第 102 条において、事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスを排出する事業者（＝特定事業者）は、温室効果ガスの排出を削減するための計画（＝排出削減計画）を計画期間（5 年以内の期間）毎に作成し、知事に提出することが義務づけられています。

また、条例第 103 条では、毎年度、前年度の温室効果ガスの排出量や排出削減計画に基づき実施した措置の状況を知事に報告することが義務付けられています。

県は、事業者から提出された排出削減計画や、措置の状況の報告を、県のホームページなどを通じて公表します。

【制度概要図】

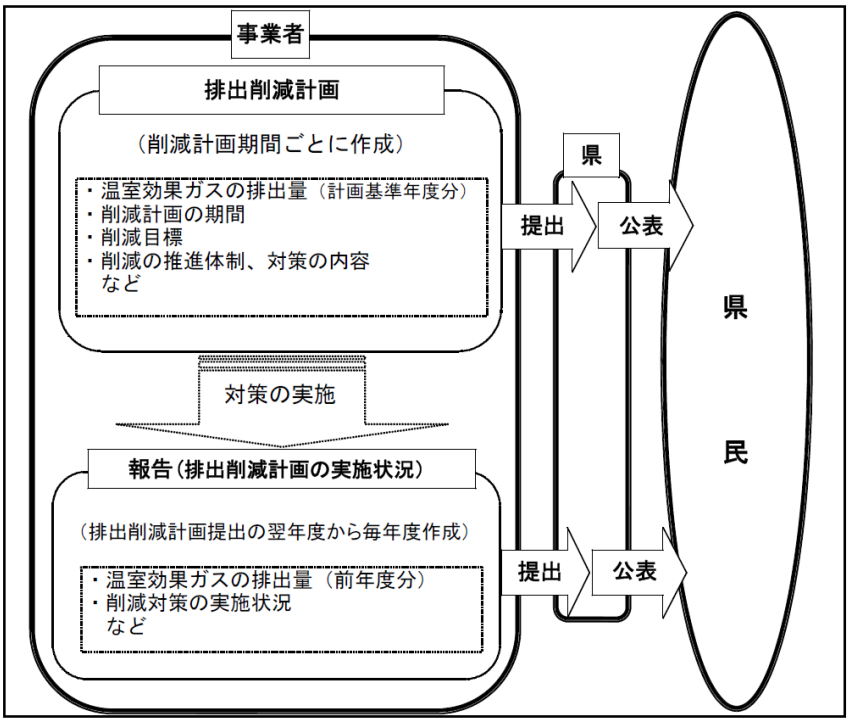

3　特定事業者の範囲

次の（１）～（３）のいずれかに該当する事業者は、特定事業者に該当します。

（１）　エネルギー使用量の多い事業者

岡山県内に所在するすべての工場等（工場又は事務所その他の事業場をいいます）の前年度の原油換算エネルギー使用量を合算した量が、１，５００ｋｌ以上の事業者

※　工場等において、燃料（電気を含む）の管理を行っている自動車、鉄道車両、船舶及び航空機のエネルギー使用量を含みます。

※　熱及び電気については、他人から供給されたものに限ります。

■　**原油換算の方法については、４ページを参照してください。**

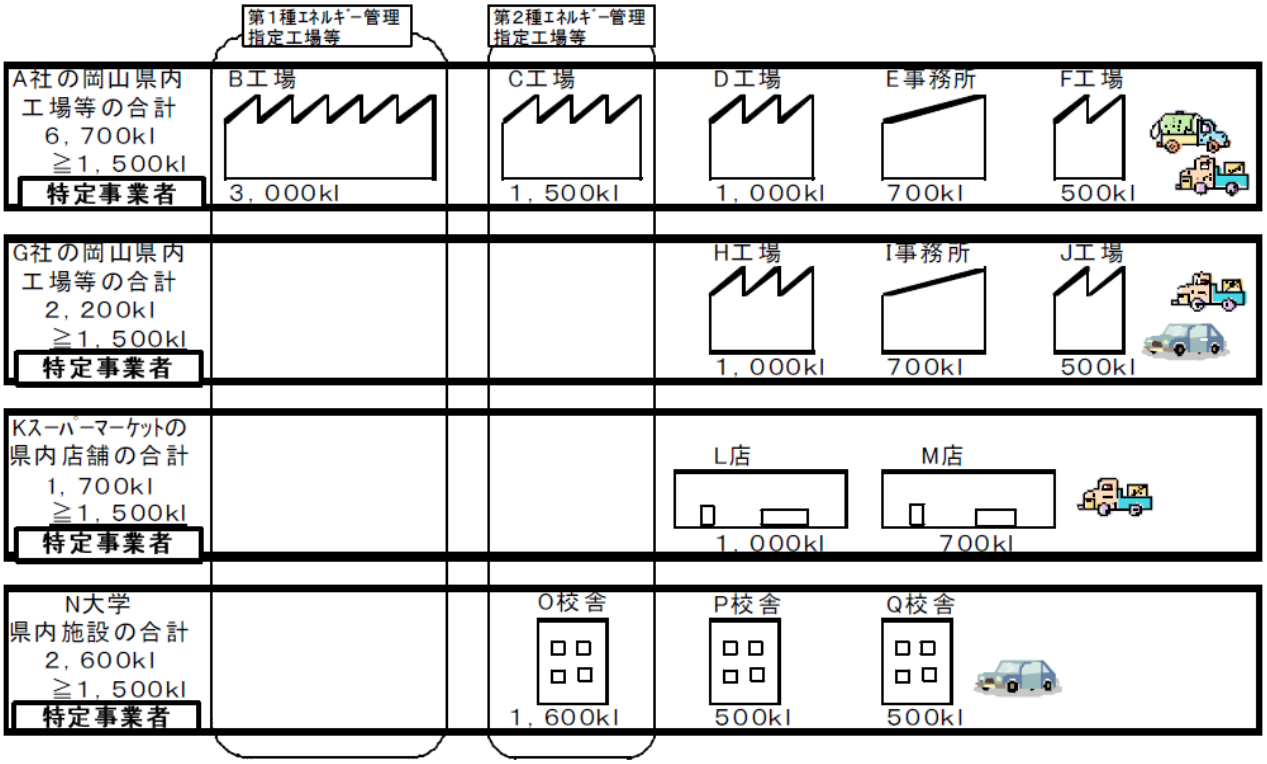

（２）　自動車台数の多い運送事業者等

前年度末日の自動車運送事業の用に供した自動車（使用の本拠の位置を岡山県内に登録している自動車で、被けん引車（自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるもの。）を除く台数が、１００台以上であるバス事業者又はトラック事業者等及び２５０台以上であるタクシー事業者

※　自動車台数基準に満たない台数を保有する運送事業者等であっても、上記（１）のエネルギー使用量基準に該当する場合もありますのでご注意ください。

	トラック	バス	タクシー
	一般貨物自動車運送事業者 特定貨物自動車運送事業者 自家用貨物自動車	一般乗合旅客自動車運送事業者 一般貸切旅客自動車運送事業者	一般乗用旅客自動車運送事業者
県内登録台数	100台	100台	250台

（３）６．５ガス（エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガス）排出事業者

常時雇用する従業員が２１名以上の事業者で、岡山県内に所在するすべての工場等の、前年度の①非エネルギー起源の二酸化炭素（CO2）、②メタン（CH4）、③一酸化二窒素（N20）、又は、前年中の④ハイドロフルオロカーボン類（HFC）、⑤パーフルオロカーボン類（PFC）、⑥六ふっ化硫黄（SF6）、⑦三ふっ化窒素（NF3）のいずれかの排出量が、二酸化炭素換算で３，０００トン以上の事業者

■　二酸化炭素換算の方法については、11 ページ以降を参照してください。

A株式会社	岡山県内の工場等	非ｴﾈﾙｷﾞｰ起源二酸化炭素	メタン	一酸化二窒素	ﾊｲﾄﾞﾛﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ類(計)	ﾊﾟｰﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ類(計)	六ふっ化硫黄
常時雇用従業員50人（≧21人） 〈報告対象5.5ｶﾞｽ〉 ・非ｴﾈﾙｷﾞｰ起源CO2 ・メタン ・一酸化二窒素	工場B	1,000t-CO2	2,000t-CO2	－	－	－	－
	工場C	－		3,500t-CO2	－	2,000t-CO2	－
	工場D	2,000t-CO2	1,200t-C2	－	100t-CO2	－	500t-CO2
	岡山県内工場等合計	3,000t-CO2 ≧3,000t-CO2（報告対象）	3,200t-CO2 ≧3,000t-CO2（報告対象）	3,500t-CO2 ≧3,000t-CO2（報告対象）	100t-CO2 ＜3,000t-CO2 ※ 対象外	2,000t-CO2 ＜3,000t-CO2 ※ 対象外	500t-CO2 ＜3,000t-CO2 ※ 対象外

【参　考】　下のフロー図に従って特定事業者に該当するかどうかを判断して下さい。

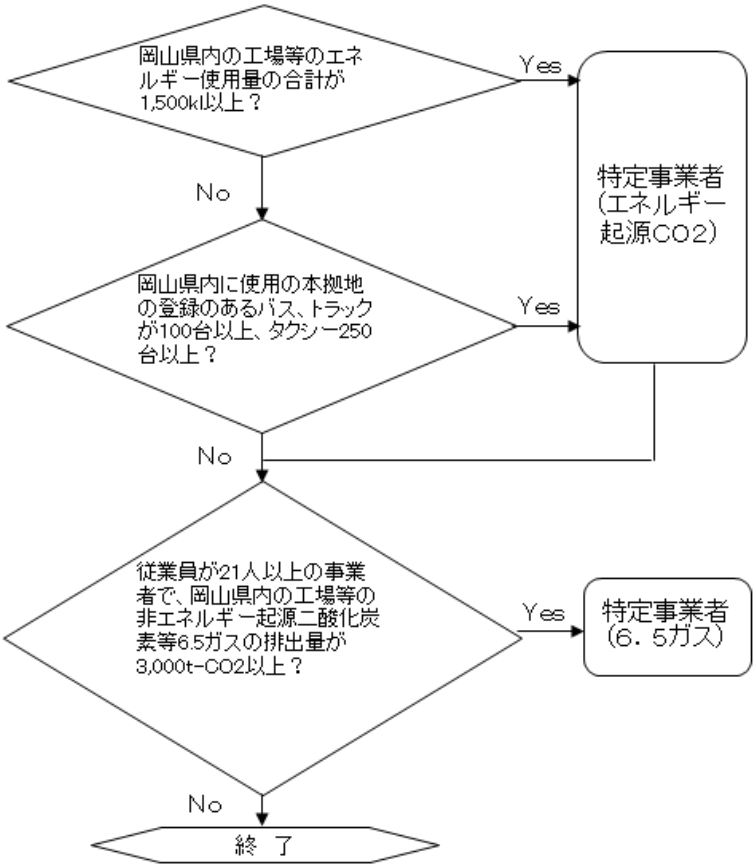

４　エネルギー使用量の原油換算

原油換算エネルギーの使用量が１，５００ｋｌ以上（＝特定事業者に該当）かどうかを把握するため、次の方法によりエネルギー使用量を原油換算値に換算してください。

（１）県内のすべての工場等で使用したエネルギーについて、エネルギーの種類（燃料、熱、ガス、電気）ごとに、年間の使用量を集計してください。

※ 工場等が管理する自動車、鉄道車両、船舶、航空機のエネルギー使用量も含めます。

（２）上記（１）の使用量に燃料の発熱量、熱の係数、電気の換算係数を乗じて熱量（ＧＪ＝ｷﾞｶﾞｼﾞｭｰﾙ）を求め、それを合計し、年間の使用熱量合計（ＧＪ）を求めてください。（燃料種別ごとの発熱量については、下表「数値（Ｂ）」を参照）

（３）上記（２）の年間の使用熱量合計（ＧＪ）に、「０．０２５８」（原油換算：kl/GJ）を乗じて、年間の原油換算エネルギー使用量を算出します。

【備考】県内の工場等ごとにエネルギー使用量を求め、合計する方法もあります。

※上記（１）～（３）を踏まえ、次の「エネルギー使用量の簡易計算表」により算出できます。

エネルギー使用量の簡易計算表

エネルギーの種類			使用量 単位	使用量 数値(A)	使用量 熱量GJ (A)×(B)	換算係数 数値(B)	換算係数 単位
燃料及び熱	原油		kl			38.2	GJ/kl
	原油のうちコンデンセート(NGL)		kl			35.3	GJ/kl
	揮発油(ガソリン)		kl			34.6	GJ/kl
	ナフサ		kl			33.6	GJ/kl
	灯油		kl			36.7	GJ/kl
	軽油		kl			37.7	GJ/kl
	A重油		kl			39.1	GJ/kl
	B･C重油		kl			41.9	GJ/kl
	石油アスファルト		t			40.9	GJ/t
	石油コークス		t			29.9	GJ/t
	石油ガス	液化石油ガス(LPG)	t			50.8	GJ/t
		石油系炭化水素ガス	千m3			44.9	GJ/千m3
	可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)	t			54.6	GJ/t
		その他可燃性天然ガス	千m3			43.5	GJ/千m3
	石炭	原料炭	t			29.0	GJ/t
		一般炭	t			25.7	GJ/t
		無煙炭	t			26.9	GJ/t
	石炭コークス		t			29.4	GJ/t
	コールタール		t			37.3	GJ/t
	コークス炉ガス		千m3			21.1	GJ/千m3
	高炉ガス		千m3			3.41	GJ/千m3
	転炉ガス		千m3			8.41	GJ/千m3
	その他の燃料	都市ガス　13A	千m3			46.1※	GJ/千m3
		※	*				GJ/*
		※	**				GJ/**
	産業用蒸気		GJ			1.02又は実測値	（換算係数）
	産業用以外の蒸気		GJ			1.36又は実測値	
	温水		GJ			1.36又は実測値	
	冷水		GJ			1.36又は実測値	
	小計①				①		
電気	一般電気事業者	昼間買電	千kWh			9.97	GJ/千kWh
		夜間買電	千kWh			9.28	GJ/千kWh
	その他	上記以外の買電	千kWh			9.76	GJ/千kWh
		自家発電	千kWh	（　　）			GJ/千kWh
	小計②		千kWh		②		
合　計　GJ（③＝①+②）					③		
原油換算　ｋｌ　④＝③×０．０２５８					④		

※　ご使用の都市ガスの発熱量について、契約を調べるか、都市ガス供給事業者にお問合せいただいた数値(GJ/千m3)を用いてください。

※　エネルギー使用量の簡易計算表使用上の注意

①　計算表の「使用量」「数値（A)」欄と、「換算係数」「数値（B)」欄を乗じて計算します。

②　都市ガスの発熱量については、契約を調べるか、都市ガス供給事業者にお問合せいただいた数値(GJ/千m3)を用いてください。（都市ガスはたとえばガスの種類１３A でも、ガス会社により換算係数が異なります。）

③　都市ガスの他に、その他の燃料があれば、上記「都市ガス」と同様に、供給会社に問い合わせて、それぞれ計算してください(桁に注意してください）。

④　燃料に LPG を使用しており、使用量が m3 単位で示されている場合には、供給業者にｔ（トン）に換算する係数を確認して換算して記入してください。（この係数は供給業者によって異なることがあります。）

⑤　他人からの蒸気（産業用、産業用以外のいずれも）を使用している場合は、使用量を GJ で表示する必要があります。受け入れ量がｔ（トン）で表示されている場合には、これにその蒸気の比エンタルピーを乗じて、GJ 単位としてください。もしドレンを返送しているのであれば、返送ドレンの温度より温水の比エンタルピーを求め、返送量（t）を掛けたものを GJ 単位とし、蒸気の熱量（GJ)より引いてください。得られた値を蒸気の使用量の数値とします。蒸気の比エンタルピーは飽和蒸気の場合には蒸気圧力から蒸気表などで求めることができます。蒸気表がないとか、この情報では充分でない場合には供給元にもご相談ください。

⑥　産業用以外の蒸気、温水、冷水については換算係数の数値として熱供給事業者が独自の数値を提供する場合はその値を用いることができます。その場合には使用した換算係数により計算してください。

⑦　一般電気事業者からの買電は、昼間買電と夜間買電に分けます。昼間買電とは土曜休日を含め 8 時から 22 時までに使用した電気です。

５　６．５ガス（非エネルギー起源二酸化炭素及び二酸化炭素以外の温室効果ガス）基準による特定事業者

（１）事業者全体で常時使用される従業員数が２１人以上である事業者の、「常時使用される従業員」は、前年の４月１日時点で、期間を定めずに使用されている者もしくは１ケ月を超える期間を定めて使用されている者（いわゆる「社員」等である期間が連続して 1 ケ月を超える者）又は同年の２月及び３月中にそれぞれ１８日以上使用されている者をいいます（嘱託、パート、アルバイトと呼ばれている者も含まれる場合があります）。次の表の、「〇」のものが該当します。

役員	正社員等	臨時雇用者	他への派遣者（出向者）	別事業者への下請け労働	他からの派遣者（出向者）	別事業者からの下請け労働
×	〇	×	×	×	〇	〇

※　役員であっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般社員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、常時使用する従業員の数として数えます。

※　常時使用する従業員数は、事業者全体で判断します。

（２）非エネルギー起源温室効果ガス（①非エネルギー起源の二酸化炭素（CO2）、②メタン（CH4）、③一酸化二窒素（N2O）、④ハイドロフルオロカーボン類（HFC）、⑤パーフルオロカーボン類（PFC）、⑥六ふっ化硫黄（SF6）、⑦三ふっ化窒素（NF3））は、次の活動内容により発生するそれぞれの排出量が二酸化炭素換算で 3,000ｔ以上かどうかを算定します。

■ 温室効果ガスの排出量の算定方法の詳細については、11 ページ以降を参照してください。

活動の種類と温室効果ガスの種類

活動分野	活動の種類	温室効果ガス					
		CO2（非エネ）	CH4	N2O	HFC	PFC	SF6
エネルギーの使用	燃料の燃焼の用に供する施設及び機械器具における燃料の使用		○	○			
	電気炉（製銑用、製鋼用、合金鉄製造用、カーバイド製造用）における電気の使用		○				
燃料の漏出	石炭の採掘		○				
	原油又は天然ガスの試掘	○	○				
	原油又は天然ガスの性状に関する試験の実施	○	○	○			
	原油又は天然ガスの生産	○	○	○			
	原油の精製		○				
	都市ガスの製造		○				
工業プロセス	セメントの製造	○					
	生石灰の製造	○					
	ソーダ石灰ガラス又は鉄鋼の製造	○					
	ソーダ灰の製造	○					
	ソーダ灰の使用	○					
	アンモニアの製造	○					
	シリコンカーバイドの製造	○					
	エチレンの製造	○					
	カルシウムカーバイドの製造	○					
	カルシウムカーバイドを原料としたアセチレンの使用	○					
	電気炉を使用した粗鋼の製造	○					
	ドライアイスの使用	○					
	噴霧器の使用	○					
	化学製品の製造（カーボンブラック、アジピン酸）		○	○			
	麻酔剤の使用			○			
農業	家畜の飼養（家畜の消化管内発酵）		○				
	家畜の排せつ物の管理		○	○			
	稲作		○				
	耕地における肥料の使用			○			
	耕地における農作物の残さの肥料としての使用			○			
	農業廃棄物の焼却		○	○			
廃棄物	廃棄物の埋立処分		○				
	工場廃水の処理		○	○			
	下水、し尿等の処理		○	○			
	廃棄物の焼却もしくは製品の製造の用途への使用・廃棄物燃料の使用	○	○	○			

活動分野	活動の種類	温室効果ガス						
		CO2（非エネ）	CH4	N2O	HFC	PFC	SF6	NF3
HFC等4ガス	アルミニウムの製造					○		
	マグネシウム合金の鋳造						○	
	クロロジフルオロメタン(HCFC-22)の製造				○			
	ハイドロフルオロカーボン(HFC)の製造				○			
	パーフルオロカーボン(PFC)の製造					○		
	六ふっ化硫黄(SF6)の製造						○	
	家庭用電気冷蔵庫等HFC封入製品の製造におけるHFCの封入				○			
	業務用冷凍空気調和機器の使用開始におけるHFCの封入				○			
	業務用冷凍空気調和機器の整備におけるHFCの回収及び封入				○			
	家庭用電気冷蔵庫等HFC封入製品の廃棄におけるHFCの回収				○			
	プラスチック製造における発泡剤としてのHFCの封入				○			
	噴霧器及び消火剤の製造におけるHFCの封入				○			
	噴霧器の使用				○			
	変圧器等電気機械器具の製造及び使用の開始におけるSF6の封入						○	
	変圧器等電気機械器具の使用						○	
	変圧器等電気機械器具の点検におけるSF6の回収						○	
	変圧器等電気機械器具の廃棄におけるSF6の回収						○	
	半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等における使用				○	○	○	○
	溶剤等の用途への使用				○	○		
	三ふっ化窒素(NF3)の製造							○

６　温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量の算定方法は、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」（平成 11 年政令第 143 号）に示された方法と同様です。以下の算定方法で算出するほか、実測による排出量により算定することもできます。

（１）算定の対象期間

温室効果ガスの種類ごとに、以下の期間分を算定してください。

ガスの種類		対象期間
二酸化炭素	(CO2)	年　度 (4月1日～翌年3月31日)
メタン	(CH4)	
一酸化二窒素	(N2O)	
ハイドロフルオロカーボン類	(HFC)	暦　年 (1月1日～12月31日)
パーフルオロカーボン類	(PFC)	
六ふっ化硫黄	(SF6)	
三ふっ化窒素	(NF3)	

（２）ガス別・活動別算定方法

Ａ　エネルギー起源二酸化炭素（ＣＯ２）

①　燃料の使用

ア　燃料の種類ごとに、燃料使用量に、単位量当たりの発熱量、排出係数（単位熱量当たりの炭素排出量）及び 44/12 を乗じて求めます。

算定式	CO2 排出量（tCO2）＝（燃料の種類ごとに）燃料使用量（t, kl, 千Nm3） ×単位発熱量（GJ/t, GJ/kl, GJ/千Nm3） ×排出係数（tC/GJ） ×44/12

【燃料の種類、単位発熱量及び排出係数】

単位発熱量及び排出係数については、「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成１８年経済産業省、環境省令第３号）」（＝算定省令）に定められているものを用いてください。（算定省令に示されている燃料以外の燃料（バイオマス起源メタンなど）を燃焼させた場合に排出される CO2 は算定対象外です。）

※具体的な燃料種別の発熱量及び排出係数は 11 ページをご覧ください。

例）燃料としてＣ重油を１年間に２，０００ｋｌ使用した場合

２，０００×４１．９×０．０１９５×（４４／１２）＝５，９９１．７ｔCO2

※　ガス別、活動別の排出量算定の有効桁数は、それぞれの排出係数の有効桁数（本例の場合３桁）であり、燃料使用量については、排出係数の有効桁数以上で把握してください。なお、有効桁数処理は、最終的に二酸化炭素換算排出量を確定する際に、各ガスの有効桁数を踏まえて行うため、この段階では、有効桁数処理はしません。

※　石油系炭化水素ガス、天然ガス、コークス炉ガス、高炉ガス、転炉ガス及び都市ガスについて温度が零度で圧力が１気圧の標準状態に換算した量で把握するには、以下の式で行います。

$$\text{標準状態体積（N㎥）}=273.15\times\frac{\text{計測時圧力（atm）}}{(273.15+\text{計測時温度（℃）})}\times\text{計測時体積（㎥）}$$

※　液化石油ガス（ＬＰＧ）の使用量は重量で把握しますが、重量が不明な場合には、体積から次のように換算することができます。

ＬＰＧ使用量（ｔ）＝ＬＰＧ使用量（kl）× 液密度（t/kl）

・液密度は、供給元から提供を受けられない場合には、ブタン（液密度：0.5730t/kl）とプロパン（液密度：0.4928t/kl）の割合を供給もとから提供を受けて算定してください。なお、自動車用としては、ブタン：プロパン＝８：２の割合とみなして、液密度を 0.5570t/kl とすることができます。

イ　燃料等から発生する副生エネルギーを販売している場合には、当該販売副生エネルギーについて算定式により計算した量を排出量の合計から控除することができます。

②　他人から供給された電気の使用

ア　他人から供給された電気を使用する際、他人が発電する際に排出した二酸化炭素を間接的に排出したものとみなし、電気使用量に単位使用量当たりの排出量を乗じて求めます。

算定式　**ＣＯ2排出量（ｔＣＯ2）**
＝ 電気使用量(kWh)×単位使用量当たりの排出量（ｔＣＯ2/kWh）

【単位使用量当たりの排出量】

電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定には、一般電気事業者及び特定規模電気事業者から供給を受ける場合は、国が公表する電気事業者ごとの排出係数、電気事業者以外の者から供給を受ける場合は、実測等に基づく適切な排出係数、これら以外の場合には、環境大臣・経済産業大臣が公表する係数を用いてください。

※　電気排出係数関連ページ（環境省ホームページ）
http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc

※　電気の使用量には、自家発電分や非化石燃料のみで発電された電気（太陽光発電、風力発電等により得られる電気）又は燃料電池から発生した電気で、かつ特定できるものは含まれません。また、自己託送を行った場合にはその電力量は使用量に含めず、自己託送を受けた場合は使用量に含めてください。

イ　他人に電気を供給した場合（自己託送を行った場合を含む）には、次の式で算出される量をエネルギー起源二酸化炭素の排出量から控除します。

ＣＯ2 控除量（ｔＣＯ2）
＝ 電気販売量(kWh)×単位販売量当たりの排出量（ｔＣＯ2/kWh）

この場合の単位販売量当たりの排出量は、発電に伴い発生した二酸化炭素排出量を発電電力で除して求めることができます。

$$\text{単位電気販売量当たりの排出量} = \frac{\text{発電のための燃料使用量} \times \text{単位発熱量} \times \text{排出係数} \times (44/12)}{\text{発電した電気の量}}$$

③　他人から供給された熱の使用

ア　他人から供給された熱（産業用蒸気、産業用以外の蒸気、温水、冷水）を使用する場合、他人が熱を発生させる際に発生した二酸化炭素を間接的に排出したものとみなし、熱の種類ごとに熱使用量、単位使用量当たりの排出量を乗じて求めます。

算定式　**ＣＯ2排出量（ｔＣＯ2）**
＝（熱の種類ごとに）熱使用量（ＧＪ）
×　単位使用量当たりの排出量（ｔＣＯ2/ＧＪ）

【単位使用量当たりの排出量】

算定省令で、熱の種類ごとに次のように規定されています。

熱の種類	排出係数
産業用蒸気	0.060tCO2/GJ
蒸気（産業用のものは除く。）、温水、冷水	0.057tCO2/GJ

イ　他人に熱を供給した場合には、次の式で算出される量をエネルギー起源二酸化炭素の排出量から控除します。

ＣＯ2 控除量（ｔＣＯ2）
＝ 熱販売量（ＧＪ）×単位販売量当たりの排出量（ｔＣＯ2/ＧＪ）

この場合の単位販売当たりの排出量は、熱の発生に伴い発生した二酸化炭素排出量を発生熱量で除して求めることができます。

$$\text{単位熱販売量当たりの排出量} = \frac{(\text{熱の発生ための燃料使用量} \times \text{単位発熱量} \times \text{排出係数} \times (44/12)) + (\text{熱の発生のために使用した電力使用量} \times \text{排出係数})}{\text{発生させた熱の量}}$$

※ 以上①～③の考え方を踏まえ、次ページの表により算出することができます。

エネルギーの種類			使用量 (A)	単位	発熱量 換算係数(B)	単位	(A)×(B) (ア)	排出係数 (tC/GJ) (イ)	ア×イ×(44/12) (tCO2) (ウ)
燃料	原油(コンデンセート(NGL)を除く。)			kl	38.2	GJ/kl		0.0187	
	原油のうちコンデンセート(NGL)			kl	35.3	GJ/kl		0.0184	
	揮発油(ガソリン)			kl	34.6	GJ/kl		0.0183	
	ナフサ			kl	33.6	GJ/kl		0.0182	
	灯油			kl	36.7	GJ/kl		0.0185	
	軽油			kl	37.7	GJ/kl		0.0187	
	A重油			kl	39.1	GJ/kl		0.0189	
	B・C重油			kl	41.9	GJ/kl		0.0195	
	石油アスファルト			t	40.9	GJ/t		0.0208	
	石油コークス			t	29.9	GJ/t		0.0254	
	石油ガス	液化石油ガス(LPG)		t	50.8	GJ/t		0.0161	
		石油系炭化水素ガス		千m3	44.9	GJ/千m3		0.0142	
	可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)		t	54.6	GJ/t		0.0135	
		その他可燃性天然ガス		千m3	43.5	GJ/千m3		0.0139	
	石炭	原料炭		t	29.0	GJ/t		0.0245	
		一般炭		t	25.7	GJ/t		0.0247	
		無煙炭		t	26.9	GJ/t		0.0255	
	石炭コークス			t	29.4	GJ/t		0.0294	
	コールタール			t	37.3	GJ/t		0.0209	
	コークス炉ガス			千m3	21.1	GJ/千m3		0.0110	
	高炉ガス			千m3	3.41	GJ/千m3		0.0263	
	転炉ガス			千m3	8.41	GJ/千m3		0.0384	
	その他の燃料	都市ガス 13A		千m3	46.0	GJ/千m3		0.0136	
		※		*		GJ/*			
		※		**		GJ/**			

	種 別		使用量 (カ)	単位			排出係数 (tCO2/GJ) (キ)	(カ)×(キ) (tCO2) (ク)
熱	産業用蒸気			GJ			0.060	
	産業用以外の蒸気			GJ			0.057	
	温水			GJ			0.057	
	冷水			GJ			0.057	

	種 別		使用量 (ケ)	単位			排出係数 (tCO2/kWh) (コ)	(ケ)×(コ) (tCO2) (サ)
電気	一般電気事業者	昼間買電		kWh			国が示す排出係数など	
		夜間買電		kWh				
	その他	上記以外の買電		kWh				
		自家発電		kWh				

(ウ)、(ク)、(サ)欄の合計 (シ)	販売された燃料及び他人への熱、電気の供給分等控除排出量の計(ス)	エネルギー起源二酸化炭素排出量合計 (シ)－(ス)
tCO2	tCO2	tCO2

※都市ガスの発熱量換算係数については、契約を調べるか都市ガス供給事業者にお問い合わせください。

B　その他の温室効果ガス（非エネルギー起源二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素）

ａ）対象となる活動の抽出

非エネルギー起源二酸化炭素等の排出量の算定にあたっては、まず、温室効果ガスごとに定められた当該温室効果ガスを排出する活動のうち、事業者が県内の工場等で行っている活動を抽出します。

※　排出活動の抽出は、事業者が行う事業活動全てを対象とすることとし、例えば、自らが管理する設備を他社がメンテナンスするような場合についても、自社の管理する事業所内で行われる温室効果ガスを排出する活動であれば、自らの排出活動として抽出します。

ｂ）活動ごとの排出量の算定

抽出した活動ごとに、基本的には、次の算定式により算定します。

算定式　**温室効果ガス排出量（tガス）** **＝　活動量　×　排出係数（活動当たりの排出量）**

※ 活動量とは、温室効果ガスの排出と相関のある排出活動の規模を表す指標で、生産量、使用量、焼却量等（活動により異なります）がこれに当たります。

※ 排出量は、排出係数の有効数字にあわせた桁数で算定することとし、活動量は、排出係数の有効桁数以上で把握、算定します。

● 活動ごとの算定式及び排出係数は、14 ページ以降を参照してください。

ｃ）排出量の合計の算定

温室効果ガスごとに、活動ごとに算定した排出量を合算します。この場合、他人に供給した温室効果ガスの量は、温室効果ガスの排出量から控除してください。

※　なお、ＨＦＣ、ＰＦＣは、個別のガスにより地球温暖化係数（温室効果ガスごとに地球温暖化をもたらす程度について、ＣＯ２との比を表した数値）が異なるため、個別の温室効果ガスごとに合算してＣＯ２換算をしてください。

ｄ）排出量の二酸化炭素換算値の算定

上記ｃ）で算定した温室効果ガスごとの排出量を、次の式により、二酸化炭素の排出量に換算します。

温室効果ガス排出量（tＣＯ２） **＝　温室効果ガス排出量（tガス）×　地球温暖化係数**

地球温暖化係数

	温室効果ガス		地球温暖化係数
1	二酸化炭素	CO2	1
2	メタン	CH4	25
3	一酸化二窒素	N2O	298
4	ハイドロフルオロカーボン	HFC	－
	① トリフルオロメタン	HFC-23	14,800
	② ジフルオロメタン	HFC-32	675
	③ フルオロメタン	HFC-41	92
	④ 1・1・1・2・3・4・4・5・5・5-デカフルオロペンタン	HFC-43-10mee	1,640
	⑤ 1・1・1・2・2-ペンタフルオロエタン	HFC-125	3,500
	⑥ 1・1・2・2-テトラフルオロエタン	HFC-134	1,100
	⑦ 1・1・1・2-テトラフルオロエタン	HFC-134a	1,430
	⑧ 1・1・2-トリフルオロエタン	HFC-143	353
	⑨ 1・1・1-トリフルオロエタン	HFC-143a	4,470
	⑩ 1・2-ジフルオロエタン	HFC-152	53
	⑪ 1・1-ジフルオロエタン	HFC-152a	124
	⑫ フルオロエタン	HFC-161	12
	⑬ 1・1・1・2・3・3・3-ヘプタフルオロプロパン	HFC-227ea	3,220
	⑭ 1・1・1・2・2・3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236cb	1,340
	⑮ 1・1・1・2・3・3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236ea	1,370
	⑯ 1・1・1・3・3・3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236fa	9,810
	⑰ 1・1・2・2・3-ペンタフルオロプロパン	HFC-245ca	693
	⑱ 1・1・1・3・3-ペンタフルオロプロパン	HFC-245fa	1,030
	⑲ 1・1・1・3・3-ペンタフルオロブタン	HFC-365mfc	794
5	パーフルオロカーボン	PFC	－
	① パーフルオロメタン	PFC-14	7,390
	② パーフルオロエタン	PFC-116	12,200
	③ パーフルオロプロパン	PFC-218	8,830
	④ パーフルオロブタン	PFC-31-10	8,860
	⑤ パーフルオロシクロブタン	PFC-c318	10,300
	⑥ パーフルオロペンタン	PFC-41-12	9,160
	⑦ パーフルオロヘキサン	PFC-51-14	9,300
	⑧ パーフルオロデカリン	PFC-91-18	7,500
	⑨ パーフルオロシクロプロパン		17,340
6	六ふっ化硫黄	SF6	22,800
7	三ふっ化窒素	NF3	17,200

※　算定結果は、活動別の排出量の有効数字にあわせた桁数としてください。

非エネルギー起源二酸化炭素（CO_2）

対象となる排出活動	算定方法	単位生産量等当たりの排出量（排出係数）		
		区分	単位	値
原油又は天然ガスの試掘	試掘された坑井数×単位井数当たりの排出量	―	tCO_2/井数	0.000028
原油又は天然ガスの性状に関する試験の実施	性状に関する試験が行われた井数×単位実施井数当たりの排出量	―	tCO_2/井数	5.7
原油又は天然ガスの生産	原油（コンデンセートを除く。）生産量×単位生産量当たりの排出量	生産時の通気弁	tCO_2/kl	0.000012
		生産時の通気弁以外の施設	tCO_2/kl	0.00027
		随伴ガスの焼却を行う場合	tCO_2/kl	0.067
	天然ガス生産量×単位生産量当たりの排出量	生産時の生産井施設	tCO_2/Nm^3	0.000000095
		生産時の成分調整等の処理施設	tCO_2/Nm^3	0.000000027
		天然ガスの採取時のみに随伴ガスの焼却を行う場合	tCO_2/Nm^3	0.0000018
		天然ガスの処理時のみに随伴ガスの焼却を行う場合	tCO_2/Nm^3	0.0000021
		天然ガスの採取時及び処理時の随伴ガスの焼却を行う場合	tCO_2/Nm^3	0.0000039
	生産された坑井数×単位井数当たりの点検に伴う排出量	―	tCO_2/井数	0.00048
セメントの製造	セメントクリンカー製造量×単位製造量当たりの排出量	―	tCO_2/t	0.502
生石灰の製造	（原料種ごとに）使用量×単位使用量当たりの排出量	石灰石	tCO_2/t	0.428
		ドロマイト	tCO_2/t	0.449
ソーダ石灰ガラス又は鉄鋼の製造	（原料種ごとに）使用量×単位使用量当たりの排出量	石灰石	tCO_2/t	0.440
		ドロマイト	tCO_2/t	0.471
ソーダ灰の製造	ソーダ灰の製造によるCO_2使用量	―	―	―
ソーダ灰の使用	ソーダ灰使用量×単位使用量当たりの排出量	―	tCO_2/t	0.415
アンモニアの製造	（原料種ごとに）原料使用量×単位使用量当たりの排出量	別　表　3		
シリコンカーバイドの製造	石油コークス使用量×単位使用量当たりの排出量	―	tCO_2/t	2.3
カルシウムカーバイドの製造	カルシウムカーバイド製造量×単位製造量当たりの排出量	生石灰の製造	tCO_2/t	0.76
		生石灰の還元	tCO_2/t	1.1
エチレンの製造	エチレン製造量×単位製造量当たりの排出量	―	tCO_2/t	0.014
カルシウムカーバイドを原料としたアセチレンの使用	アセチレン使用量×単位使用量当たりの排出量	―	tCO_2/t	3.4
電気炉を使用した粗鋼の製造	電気炉における粗鋼製造量×単位製造量当たりの排出量	―	tCO_2/t	0.0050
ドライアイスの使用	ドライアイスとしてのCO_2使用量	―	―	―
噴霧器の使用	噴霧器の使用によるCO_2排出量	―	―	―
廃棄物等の焼却もしくは製品の製造の用途への使用・廃棄物燃料の使用	（炉種・廃棄物の種類ごとに）焼却・使用量×単位焼却・使用量当たりの排出量	別　表　4		

【根拠条文】政令第6条第1項第2号及び別表第7、算定省令第3条

メタン（CH_4）

対象となる排出活動	算定方法	単位生産量等当たりの排出量（排出係数）		
		区分	単位	値
燃料の燃焼の用に供する施設及び機械器具における燃料の使用	（燃料種・炉種ごとに）燃料使用量×単位使用量当たりの発熱量×単位発熱量当たりの排出量	別表1及び別表5		
電気炉（製銑用・製鋼用・合金鉄製造用・ｶｰﾊﾞｲﾄﾞ製造用）における電気の使用	電気使用量×単位使用量当たりの排出量	－	tCH_4/kWh	0.000000020
石炭の採掘	坑内掘生産量×（排出される時期ごとに）単位生産量当たりの排出量	採掘時	tCH_4/t	0.0014
		採掘後の工程時	tCH_4/t	0.0016
	露天掘生産量×（排出される時期ごとに）単位生産量当たりの排出量	採掘時	tCH_4/t	0.00077
		採掘後の工程時	tCH_4/t	0.000067
原油又は天然ガスの試掘	試掘された坑井数×単位井数当たりの排出量	－	tCH_4/井数	0.00043
原油又は天然ガスの性状に関する試験の実施	性状に関する試験が行われた坑井数×単位実施井数当たりの排出量	－	tCH_4/井数	0.27
原油又は天然ガスの生産	原油（コンデンセートを除く。）生産量×単位生産量当たりの排出量	生産時の通気弁	tCH_4/kl	0.0014
		生産時の通気弁以外の施設	tCH_4/kl	0.0015
		随伴ガスの焼却を行う場合	tCH_4/kl	0.00014
	天然ガス生産量×単位生産量当たりの排出量	生産時の生産井施設	tCH_4/Nm^3	0.0000028
		生産時の成分調整等の処理施設	tCH_4/Nm^3	0.00000088
		天然ガスの採取時のみに随伴ガスの焼却を行う場合	tCH_4/Nm^3	0.000000011
		天然ガスの処理時のみに随伴ガスの焼却を行う場合	tCH_4/Nm^3	0.000000013
		天然ガスの採取時及び処理時の随伴ガスの焼却を行う場合	tCH_4/Nm^3	0.000000024
	生産された坑井数×単位井数当たりの点検に伴う排出量	－	tCH_4/井数	0.064
原油の精製	コンデンセート精製量×単位精製量当たりの排出量	貯蔵時	tCH_4/kl	0.000000025
		精製時	tCH_4/kl	0.0000030
	原油（コンデンセートを除く。）精製量×単位精製量当たりの排出量	貯蔵時	tCH_4/kl	0.000000027
		精製時	tCH_4/kl	0.0000033
都市ガスの製造	（原料種ごとに）原料使用量×単位使用量当たりの排出量	液化天然ガス（LNG）	tCH_4/PJ	0.26
		天然ガス（液化天然ガス（LNG）を除く。）	tCH_4/PJ	0.26
カーボンブラック等化学製品の製造	（製品の種類ごとに）製品製造量×単位製造量当たりの排出量	別 表 6		
家畜の飼養（消化管内発酵）	（家畜種ごとに）平均的な飼養頭数×単位飼養頭数当たりの体内からの排出量	別 表 7		
家畜の排せつ物の管理	（家畜のふん尿の管理方法ごとに）ふん尿中の有機物量×単位有機物量当たりの管理に伴う排出量	別 表 8		
	（家畜種ごとに）平均的な飼養頭数×単位飼養頭数当たりのふん尿からの排出量			
	放牧牛の平均的な頭数×単位放牧頭数当たりのふん尿からの排出量			
稲作	（水田種ごとに）作付面積×単位面積当たりの排出量	間欠灌漑水田	tCH_4/m^2	0.000016
		常時湛水田	tCH_4/m^2	0.000028
農業廃棄物の焼却	（農業廃棄物の種類ごとに）農業廃棄物の屋外焼却量×単位焼却量当たりの排出量	別 表 9		
廃棄物の埋立処分	（廃棄物の種類ごとに）最終処分場に埋め立てられた廃棄物量×単位廃棄物量当たりの排出量	別 表 10		
工場廃水の処理	工場廃水処理施設流入水に含まれる生物化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量×単位生物化学的酸素要求量当たりの工場廃水処理に伴う排出量	－	$tCH_4/kgBOD$	0.0000049
下水、し尿等の処理	終末処理場における下水処理量×単位処理量当たりの排出量	別 表 11		
	（し尿処理方法ごとに）し尿及び浄化槽汚泥処理量×単位処理量当たりの排出量			
	（施設種ごとに）処理対象人員×単位人員当たりの排出量			
廃棄物等の焼却もしくは製品の製造の用途への使用・廃棄物燃料の使用	（炉種・廃棄物の種類ごとに）焼却・使用量×単位焼却・使用量当たりの排出量	別 表 12		

【根拠条文】政令第6条第1項第3号及び別表第8、算定省令第4条及び別表第6

一酸化二窒素（N_2O）

対象となる排出活動	算定方法	単位生産量等当たりの排出量（排出係数）		
		区分	単位	値
燃料の燃焼の用に供する施設及び機械器具における燃料の使用	（燃料種・炉種ごとに）燃料使用量×単位使用量当たりの発熱量×単位発熱量当たりの排出量	別表1及び別表13		
原油又は天然ガスの性状に関する試験の実施	性状に関する試験が行われた井数×単位実施井数当たりの排出量	－	tN_2O/井数	0.000068
原油又は天然ガスの生産	原油（コンデンセートを除く。）生産量×単位生産量当たりのフレアリングによる排出量	随伴ガスの焼却を行う場合	tN_2O/kl	0.00000064
	天然ガス生産量×単位生産量当たりのフレアリングによる排出量	天然ガスの採取時のみに随伴ガスの焼却を行う場合	tN_2O/Nm^3	0.000000000021
		天然ガスの処理時のみに随伴ガスの焼却を行う場合	tN_2O/Nm^3	0.000000000025
		天然ガスの採取時及び処理時の随伴ガスの焼却を行う場合	tN_2O/Nm^3	0.000000000046
アジピン酸等化学製品の製造	（製品の種類ごとに）製品製造量×単位製造量当たりの排出量	アジピン酸	tN_2O/t	0.28
		硝酸	tN_2O/t	0.0032
麻酔剤の使用	麻酔剤としてのN_2O使用量	－	－	－
家畜の排せつ物の管理	（家畜のふん尿の管理方法ごとに）ふん尿中の窒素量×単位窒素量当たりの管理に伴う排出量	別　表　14		
	（家畜のふん尿の管理方法ごとに）平均的な飼養頭数×単位飼養頭数当たりのふん尿からの排出量			
	放牧牛の平均的な頭数×単位放牧頭数当たりのふん尿からの排出量			
耕地における肥料の使用	（作物種ごとに）使用された肥料に含まれる窒素量×単位窒素量当たりの排出量	別　表　15		
耕地における農作物の残さの肥料としての使用	（作物種ごとに）土壌にすき込まれた作物残さの乾物量×単位作物残さの乾物量当たりの排出量	別　表　16		
農業廃棄物の焼却	（農業廃棄物の種類ごとに）農業廃棄物の屋外焼却量×単位焼却量当たりの排出量	別　表　17		
工場廃水の処理	工場廃水処理施設流入水中の窒素量×単位窒素量当たりの処理に伴う排出量	－	tN_2O/tN	0.0043
下水、し尿等の処理	終末処理場における下水処理量×単位処理量当たりの排出量	別　表　18		
	（し尿処理方法ごとに）し尿及び浄化槽汚泥中の窒素量×単位窒素量当たりの処理に伴う排出量			
	（施設種ごとに）処理対象人員×単位人員当たりの排出量			
廃棄物等の焼却もしくは製品の製造の用途への使用・廃棄物燃料の使用	（炉種・廃棄物の種類ごとに）焼却・使用量×単位焼却・使用量当たりの排出量	別　表　19		

【根拠条文】政令第6条第1項第4号及び別表第9、算定省令第5条

ハイドロフルオロカーボン（HFC）

対象となる排出活動	算定方法	単位生産量等当たりの排出量（排出係数）		
		区分	単位	値
クロロジフルオロメタン(HCFC-22)の製造	HCFC-22製造量×単位製造量当たりのHFC-23生成量－回収・適正処理量	－	tHFC-23/tHCFC-22	0.019
ハイドロフルオロカーボン（HFC）の製造	製造量×単位製造量当たりの排出量	－	tHFC/tHFC	0.0049
家庭用電気冷蔵庫等HFC封入製品の製造におけるHFCの封入	（製品種ごとに）製造時の使用量×単位使用量当たりの排出量	家庭用電気冷蔵庫	tHFC/tHFC	0.00050
		家庭用エアコンディショナー	tHFC/tHFC	0.0019
		業務用冷凍空気調和機器（自動販売機を除く。）	tHFC/tHFC	0.0020
	（製品種ごとに）製造台数×単位台数当たりの排出量	自動販売機	tHFC/台	0.00000065
		自動車用エアコンディショナー	tHFC/台	0.0000025
業務用冷凍空気調和機器の使用開始におけるHFCの封入	機器使用開始時の使用量×単位使用量当たりの排出量	業務用冷凍空気調和機器（自動販売機を除く。）	tHFC/tHFC	0.017
業務用冷凍空気調和機器の整備におけるHFCの回収及び封入	回収時残存量－回収・適正処理量＋再封入時使用量×単位使用量当たりの排出量	業務用冷凍空気調和機器（自動販売機を除く。）	tHFC/tHFC	0.010
	回収時残存量－回収・適正処理量＋再封入台数×単位台数当たりの排出量	自動販売機	tHFC/台	0.0000011
家庭用電気冷蔵庫等HFC封入製品の廃棄におけるHFCの回収	（製品種ごとに）回収時残存量－回収・適正処理量	家庭用電気冷蔵庫	－	－
		家庭用エアコンディショナー	－	－
		業務用冷凍空気調和機器（自動販売機を除く。）	－	－
		自動販売機	－	－
プラスチック製造における発泡剤としてのHFCの使用	ポリエチレンフォーム製造時の使用量	ポリエチレンフォーム	－	－
	（製品種ごとに）製造時の使用量×単位使用量当たりの排出量	押出法ポリスチレンフォーム	tHFC/tHFC	0.25
		ウレタンフォーム	tHFC/tHFC	0.10
噴霧器及び消火剤の製造におけるHFCの封入	製品製造時の使用量×単位使用量当たりの排出量	噴霧器	tHFC/tHFC	0.028
		消火剤	tHFC/tHFC	0.000020
噴霧器の使用	製品の使用に伴う排出量	－	－	－
半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等におけるHFCの使用	使用量×単位使用量当たりの排出量－回収・適正処理量	－	tHFC/tHFC	0.30
溶剤等の用途へのHFCの使用	使用量－回収・適正処理量	－	－	－

【根拠条文】政令第6条第1項第5号及び別表第10、算定省令第6条

パーフルオロカーボン（PFC）

対象となる排出活動	算定方法	単位生産量等当たりの排出量（排出係数）		
		区分	単位	値
アルミニウムの製造	アルミニウム製造量×単位製造量当たりの排出量	PFC-14（CF_4）	tPFC-14/tAl	0.00030
		PFC-116（C_2F_6）	tPFC-116/tAl	0.000030
パーフルオロカーボン（PFC）の製造	製造量×単位製造量当たりの排出量	－	tPFC/tPFC	0.039
半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等におけるPFCの使用	使用量×単位使用量当たりの排出量－回収・適正処理量	PFC-14（CF_4）	tPFC/tPFC	0.80
		PFC-116（C_2F_6）	tPFC/tPFC	0.70
		PFC-218（C_3F_8）	tPFC/tPFC	0.40
		PFC-c318（c-C_4F_8）	tPFC/tPFC	0.30
		PFC-116使用時，PFC-14の副生	tPFC-14/tPFC-116	0.10
		PFC-218使用時，PFC-14の副生	tPFC-14/tPFC-218	0.20
溶剤等の用途へのPFCの使用	使用量－回収・適正処理量	－	－	－

【根拠条文】政令第6条第1項第6号及び別表第11、算定省令第7条

六ふっ化硫黄（SF_6）

対象となる排出活動	算定方法	単位生産量等当たりの排出量（排出係数）		
		区分	単位	値
マグネシウム合金の鋳造	マグネシウム合金の鋳造によるSF_6使用量	－	－	－
六ふっ化硫黄（SF_6）の製造	製造量×単位製造量当たりの排出量	－	tSF_6/tSF_6	0.019
変圧器等電気機械器具の製造及び使用の開始におけるSF_6の封入	機器製造・使用開始時の使用量×単位使用量当たりの排出量	－	tSF_6/tSF_6	0.027
変圧器等電気機械器具の使用	機器使用開始時に封入されていた量×単位封入量当たりの年間排出量×使用期間の1年間に対する比率	－	tSF_6/tSF_6/年	0.0010
変圧器等電気機械器具の点検におけるSF_6の回収	機器点検時の残存量－回収・適正処理量	－	－	－
変圧器等電気機械器具の廃棄におけるSF_6の回収	機器廃棄時残存量－回収・適正処理量	－	－	－
半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等におけるSF_6の使用	使用量×単位使用量当たりの排出量－回収・適正処理量	－	tSF_6/tSF_6	0.50

【根拠条文】政令第6条第1項第7号及び別表第12、算定省令第8条

三ふっ化窒素（NF_3）

対象となる排出活動	算定方法	単位生産量等当たりの排出量（排出係数）		
		区分	単位	値
三ふっ化窒素（NF_3）の製造	製造量×単位製造量当たりの排出量	－	tNF_3/tNF_3	0.017
半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等におけるNF_3の使用	使用量×単位使用量当たりの排出量－回収・適正処理量	半導体（リモートプラズマ）	tNF_3/tNF_3	0.02
		半導体（リモートプラズマ以外）	tNF_3/tNF_3	0.20
		液晶デバイス（リモートプラズマ）	tNF_3/tNF_3	0.03
		液晶デバイス（リモートプラズマ以外）	tNF_3/tNF_3	0.30

【根拠条文】政令第6条第1項第7号及び別表第13、算定省令第8条の2

別表1　燃料種別の発熱量

燃料種		単位	値
固体燃料	原料炭	GJ/t	29.0
	一般炭	GJ/t	25.7
	無煙炭	GJ/t	26.9
	コークス	GJ/t	29.4
	石油コークス	GJ/t	29.9
	練炭又は豆炭	GJ/t	23.9
	木材	GJ/t	14.4
	木炭	GJ/t	30.5
	その他の固体燃料	GJ/t	33.1
液体燃料	コールタール	GJ/t	37.3
	石油アスファルト	GJ/t	40.9
	コンデンセート(NGL)	GJ/kl	35.3
	原油(コンデンセート(NGL)を除く。)	GJ/kl	38.2
	ガソリン	GJ/kl	34.6
	ナフサ	GJ/kl	33.6
	ジェット燃料油	GJ/kl	36.7
	灯油	GJ/kl	36.7
	軽油	GJ/kl	37.7
	A重油	GJ/kl	39.1
	B・C重油	GJ/kl	41.9
	潤滑油	GJ/kl	40.2
	その他の液体燃料	GJ/kl	37.9
気体燃料	液化石油ガス(LPG)	GJ/t	50.8
	石油系炭化水素ガス	GJ/1,000Nm^3	44.9
	液化天然ガス(LNG)	GJ/t	54.6
	天然ガス(液化天然ガス(LNG)を除く。)	GJ/1,000Nm^3	43.5
	コークス炉ガス	GJ/1,000Nm^3	21.1
	高炉ガス	GJ/1,000Nm^3	3.41
	転炉ガス	GJ/1,000Nm^3	8.41
	都市ガス	GJ/1,000Nm^3	44.8(※)
	その他の気体燃料	GJ/1,000Nm^3	28.5
パルプ廃液		GJ/t	13.9

※エネルギー起源CO_2の排出量の算定に用いる発熱量については、省エネルギー法の規定による定期報告において用いた発熱量を用いてもよい。

【根拠条文】算定省令第2条第3項、第4条第1項、別表第1及び別表第5

別表2　燃料の使用に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
燃料の使用	原料炭	tC/GJ	0.0245
	一般炭	tC/GJ	0.0247
	無煙炭	tC/GJ	0.0255
	コークス	tC/GJ	0.0294
	石油コークス	tC/GJ	0.0254
	コールタール	tC/GJ	0.0209
	石油アスファルト	tC/GJ	0.0208
	コンデンセート(NGL)	tC/GJ	0.0184
	原油(コンデンセート(NGL)を除く。)	tC/GJ	0.0187
	ガソリン	tC/GJ	0.0183
	ナフサ	tC/GJ	0.0182
	ジェット燃料油	tC/GJ	0.0183
	灯油	tC/GJ	0.0185
	軽油	tC/GJ	0.0187
	A重油	tC/GJ	0.0189
	B・C重油	tC/GJ	0.0195
	液化石油ガス(LPG)	tC/GJ	0.0161
	石油系炭化水素ガス	tC/GJ	0.0142
	液化天然ガス(LNG)	tC/GJ	0.0135
	天然ガス(液化天然ガス(LNG)を除く。)	tC/GJ	0.0139
	コークス炉ガス	tC/GJ	0.0110
	高炉ガス	tC/GJ	0.0263
	転炉ガス	tC/GJ	0.0384
	都市ガス	tC/GJ	0.0136

※燃料種別の発熱量については、別表1を参照

【根拠条文】算定省令第2条第3項及び別表第1

別表3　アンモニアの製造に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
アンモニアの製造	石炭	tCO_2/t	2.3
	石油コークス	tCO_2/t	2.8
	ナフサ	tCO_2/kl	2.2
	液化石油ガス（LPG）	tCO_2/t	3.0
	石油系炭化水素ガス	$tCO_2/1,000Nm^3$	2.3
	液化天然ガス（LNG）	tCO_2/t	2.7
	天然ガス（液化天然ガス（LNG）を除く。）	$tCO_2/1,000Nm^3$	2.2
	コークス炉ガス	$tCO_2/1,000Nm^3$	0.85

【根拠条文】算定省令第3条第9項及び別表第2

別表4　廃棄物等の焼却及び原燃料としての使用に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
廃棄物の焼却及び製品の製造の用途への使用	廃油（植物性のもの及び動物性のものを除く。）	tCO_2/t	2.92
	合成繊維	tCO_2/t	2.29
	廃ゴムタイヤ	tCO_2/t	1.72
	合成繊維及び廃ゴムタイヤ以外の廃プラスチック類（産業廃棄物に限る。）	tCO_2/t	2.55
	その他の廃プラスチック類	tCO_2/t	2.77
	ごみ固形燃料（RPF）	tCO_2/t	1.57
	ごみ固形燃料（RDF）	tCO_2/t	0.775
廃棄物燃料の使用	廃油（植物性のもの及び動物性のものを除く。）から製造される燃料	tCO_2/kl	2.63
	廃プラスチック類から製造される燃料油（自ら製造するものを除く。）	tCO_2/kl	2.62
	ごみ固形燃料（RPF）	tCO_2/t	1.57
	ごみ固形燃料（RDF）	tCO_2/t	0.775

【根拠条文】算定省令第3条第12項、第14項～第15項及び別表第3

別表5　燃料の燃焼の用に供する施設及び機械器具における燃料の使用に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
燃料の燃焼の用に供する施設及び機械器具における燃料の使用	ボイラー(木材)	tCH_4/GJ	0.000074
	ボイラー(木炭)	tCH_4/GJ	0.000074
	ボイラー(パルプ廃液)	tCH_4/GJ	0.0000039
	焙焼炉(固体燃料)	tCH_4/GJ	0.000012
	焙焼炉(気体燃料)	tCH_4/GJ	0.00000063
	焼結炉(鉄鋼用、非鉄金属(銅、鉛及び亜鉛を除く。)用)	tCH_4/GJ	0.000030
	焼結炉(無機化学工業品用、固体燃料)	tCH_4/GJ	0.000012
	焼結炉(無機化学工業品用、気体燃料)	tCH_4/GJ	0.00000063
	か焼炉(固体燃料)	tCH_4/GJ	0.000012
	か焼炉(気体燃料)	tCH_4/GJ	0.00000063
	ペレット焼成炉(鉄鋼用,非鉄金属用)	tCH_4/GJ	0.00000016
	ペレット焼成炉(無機化学工業品用、固体燃料)	tCH_4/GJ	0.000012
	ペレット焼成炉(無機化学工業品用、気体燃料)	tCH_4/GJ	0.00000063
	金属溶解炉(銅、鉛及び亜鉛用を除く、精製用及び鋳造用、固体燃料)	tCH_4/GJ	0.000012
	金属溶解炉(銅、鉛及び亜鉛用を除く、精製用及び鋳造用、気体燃料)	tCH_4/GJ	0.00000063
	セメント焼成炉(固体燃料)	tCH_4/GJ	0.000012
	セメント焼成炉(気体燃料)	tCH_4/GJ	0.00000063
	ガラス溶融炉(固体燃料)	tCH_4/GJ	0.000012
	ガラス溶融炉(気体燃料)	tCH_4/GJ	0.00000063
	その他の溶融炉(固体燃料)	tCH_4/GJ	0.000012
	その他の溶融炉(気体燃料)	tCH_4/GJ	0.00000063
	反応炉(無機化学工業品用(カーボンブラックを除く。)及び食料品用、固体燃料)	tCH_4/GJ	0.000012
	反応炉(無機化学工業品用(カーボンブラックを除く。)及び食料品用、気体燃料)	tCH_4/GJ	0.00000063
	直火炉(無機化学工業品用(カーボンブラックを除く。)及び食料品用、固体燃料)	tCH_4/GJ	0.000012
	直火炉(無機化学工業品用(カーボンブラックを除く。)及び食料品用、気体燃料)	tCH_4/GJ	0.00000063
	セメント原料乾燥炉	tCH_4/GJ	0.000027
	レンガ原料乾燥炉	tCH_4/GJ	0.000027
	骨材乾燥炉	tCH_4/GJ	0.000027
	鋳型乾燥炉	tCH_4/GJ	0.000027
	洗剤乾燥炉	tCH_4/GJ	0.0000034
	その他の乾燥炉	tCH_4/GJ	0.0000034
	焼結炉(銅、鉛及び亜鉛用、一般炭及びコークス)	tCH_4/GJ	0.000012
	焼結炉(銅、鉛及び亜鉛用、気体燃料)	tCH_4/GJ	0.00000063
	溶鉱炉(銅、鉛及び亜鉛用、一般炭及びコークス)	tCH_4/GJ	0.000012
	溶解炉(銅、鉛及び亜鉛用、一般炭及びコークス)	tCH_4/GJ	0.000012
	溶解炉(銅、鉛及び亜鉛用、気体燃料)	tCH_4/GJ	0.00000063
	ガス機関(航空機、自動車又は船舶に使われるものを除く、液体燃料、気体燃料)	tCH_4/GJ	0.000054
	ガソリン機関(航空機、自動車又は船舶に使われるものを除く、液体燃料、気体燃料)	tCH_4/GJ	0.000054
	業務用のこんろ、湯沸器、ストーブその他の事業者が事業活動の用に供する機械器具(一般炭、練炭又は豆炭)	tCH_4/GJ	0.00029
	業務用のこんろ、湯沸器、ストーブその他の事業者が事業活動の用に供する機械器具(灯油)	tCH_4/GJ	0.0000095
	業務用のこんろ、湯沸器、ストーブその他の事業者が事業活動の用に供する機械器具(LPG、都市ガス)	tCH_4/GJ	0.0000045

※燃料種別の発熱量については、別表1を参照　　【根拠条文】算定省令第4条第1項及び別表第4

別表6　カーボンブラック等化学製品の製造に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
カーボンブラック等化学製品の製造	カーボンブラック	tCH_4/t	0.00035
	コークス	tCH_4/t	0.00013
	エチレン	tCH_4/t	0.000015
	1,2-ジクロロエタン	tCH_4/t	0.0000050
	スチレン	tCH_4/t	0.000031
	メタノール	tCH_4/t	0.0020

【根拠条文】算定省令第4条第10項

別表7　家畜の飼養に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
家畜の飼養(消化管内発酵)	乳用牛	$tCH_4/頭$	0.11
	肉用牛	$tCH_4/頭$	0.066
	馬	$tCH_4/頭$	0.018
	めん羊	$tCH_4/頭$	0.0041
	山羊	$tCH_4/頭$	0.0041
	豚	$tCH_4/頭$	0.0011
	水牛	$tCH_4/頭$	0.055

【根拠条文】算定省令第4条第11項

別表8　家畜の排せつ物の管理に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
家畜の排せつ物の管理	牛（尿から分離したふん・天日乾燥）	tCH_4/t	0.0020
	牛（尿から分離したふん・火力乾燥）	tCH_4/t	0
	牛（尿から分離したふん・強制発酵）（乳用牛）	tCH_4/t	0.00044
	牛（尿から分離したふん・強制発酵）（肉用牛）	tCH_4/t	0.00034
	牛（尿から分離したふん・堆積発酵）（乳用牛）	tCH_4/t	0.038
	牛（尿から分離したふん・堆積発酵）（肉用牛）	tCH_4/t	0.0013
	牛（尿から分離したふん・焼却）	tCH_4/t	0.0040
	牛（ふんから分離した尿・強制発酵）（乳用牛）	tCH_4/t	0.00044
	牛（ふんから分離した尿・強制発酵）（肉用牛）	tCH_4/t	0.00034
	牛（ふんから分離した尿・浄化）（乳用牛）	tCH_4/t	0.000087
	牛（ふんから分離した尿・浄化）（肉用牛）	tCH_4/t	0.000067
	牛（ふんから分離した尿・貯留）（乳用牛）	tCH_4/t	0.039
	牛（ふんから分離した尿・貯留）（肉用牛）	tCH_4/t	0.030
	牛（ふんと尿との混合物・天日乾燥）	tCH_4/t	0.0020
	牛（ふんと尿との混合物・火力乾燥）	tCH_4/t	0
	牛（ふんと尿との混合物・強制発酵）（乳用牛）	tCH_4/t	0.00044
	牛（ふんと尿との混合物・強制発酵）（肉用牛）	tCH_4/t	0.00034
	牛（ふんと尿との混合物・堆積発酵）（乳用牛）	tCH_4/t	0.038
	牛（ふんと尿との混合物・堆積発酵）（肉用牛）	tCH_4/t	0.0013
	牛（ふんと尿との混合物・浄化）（乳用牛）	tCH_4/t	0.000087
	牛（ふんと尿との混合物・浄化）（肉用牛）	tCH_4/t	0.000067
	牛（ふんと尿との混合物・貯留）（乳用牛）	tCH_4/t	0.039
	牛（ふんと尿との混合物・貯留）（肉用牛）	tCH_4/t	0.030
	豚（尿から分離したふん・天日乾燥）	tCH_4/t	0.0020
	豚（尿から分離したふん・火力乾燥）	tCH_4/t	0
	豚（尿から分離したふん・強制発酵）	tCH_4/t	0.00097
	豚（尿から分離したふん・堆積発酵）	tCH_4/t	0.0016
	豚（尿から分離したふん・焼却）	tCH_4/t	0.0040
	豚（ふんから分離した尿・強制発酵）	tCH_4/t	0.00097
	豚（ふんから分離した尿・浄化）	tCH_4/t	0.00019
	豚（ふんから分離した尿・貯留）	tCH_4/t	0.087
	豚（ふんと尿との混合物・天日乾燥）	tCH_4/t	0.0020
	豚（ふんと尿との混合物・火力乾燥）	tCH_4/t	0
	豚（ふんと尿との混合物・強制発酵）	tCH_4/t	0.00097
	豚（ふんと尿との混合物・堆積発酵）	tCH_4/t	0.0016
	豚（ふんと尿との混合物・浄化）	tCH_4/t	0.00019
	豚（ふんと尿との混合物・貯留）	tCH_4/t	0.087
	鶏（ふん・天日乾燥）	tCH_4/t	0.0020
	鶏（ふん・火力乾燥）	tCH_4/t	0
	鶏（ふん・強制発酵）	tCH_4/t	0.0014
	鶏（ふん・堆積発酵）	tCH_4/t	0.0014
	鶏（ふん・焼却）	tCH_4/t	0.0040
	馬	tCH_4/頭	0.0021
	めん羊	tCH_4/頭	0.00028
	山羊	tCH_4/頭	0.00018
	水牛	tCH_4/頭	0.0020
	放牧された牛が排せつするふん尿からの排出	tCH_4/頭	0.0013

※畜舎で飼養されている牛、豚、鶏の排せつ物の管理については、平成22年度から報告

【根拠条文】算定省令第4条第12項～第14項及び別表第7

別表9　農業廃棄物の焼却に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
農業廃棄物の焼却	水稲	tCH_4/t	0.0021
	小麦	tCH_4/t	0.0025
	大麦	tCH_4/t	0.0023
	えん麦	tCH_4/t	0.0026
	らい麦	tCH_4/t	0.0025
	とうもろこし	tCH_4/t	0.0024
	大豆	tCH_4/t	0.0024
	小豆	tCH_4/t	0.0024
	いんげんまめ	tCH_4/t	0.0024
	えんどうまめ	tCH_4/t	0.0023
	らっかせい	tCH_4/t	0.0023
	ばれいしょ	tCH_4/t	0.0015
	てんさい	tCH_4/t	0.00049
	さとうきび	tCH_4/t	0.0021
	青刈りえん麦	tCH_4/t	0.00048
	青刈りらい麦	tCH_4/t	0.00048
	青刈りの麦（青刈りえん麦・青刈りらい麦を除く。）	tCH_4/t	0.00049

【根拠条文】算定省令第4条第16項及び別表第8

別表10　廃棄物の埋立処分に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
廃棄物の埋立処分	食物くず（厨芥類）	tCH_4/t	0.145
	紙くず	tCH_4/t	0.136
	繊維くず	tCH_4/t	0.150
	木くず	tCH_4/t	0.151
	下水汚泥	tCH_4/t	0.133
	し尿処理施設に係る汚泥	tCH_4/t	0.133
	浄水施設に係る汚泥	tCH_4/t	0.0250
	製造業に係る有機性の汚泥	tCH_4/t	0.150

【根拠条文】算定省令第4条第17項、第18項及び別表第9

別表11　下水等及び雑排水の処理に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
下水等及び雑排水の処理	終末処理場	tCH_4/m^3	0.00000088
	し尿処理施設（嫌気性消化処理）	tCH_4/m^3	0.00054
	し尿処理施設（好気性消化処理）	tCH_4/m^3	0.0000055
	し尿処理施設（高負荷生物学的脱窒素処理）	tCH_4/m^3	0.0000050
	し尿処理施設（生物学的脱窒素処理（標準脱窒素処理））	tCH_4/m^3	0.0000059
	し尿処理施設（膜分離処理）	tCH_4/m^3	0.0000055
	し尿処理施設（その他の処理）	tCH_4/m^3	0.0000055
	コミュニティ・プラント	tCH_4／人	0.00020
	既存単独処理浄化槽	tCH_4／人	0.00020
	浄化槽（既存単独処理浄化槽を除く。）	tCH_4／人	0.0011
	くみ取便所の便槽	tCH_4／人	0.00020

【根拠条文】算定省令第4条第19項～第23項及び別表第10～別表第11

別表12　廃棄物等の焼却及び原燃料としての使用に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
一般廃棄物の焼却	連続燃焼式焼却施設	tCH_4/t	0.00000095
	准連続燃焼式焼却施設	tCH_4/t	0.000077
	バッチ燃焼式焼却施設	tCH_4/t	0.000076
産業廃棄物の焼却	汚泥	tCH_4/t	0.0000097
	廃油	tCH_4/t	0.00000056
工業炉等における廃棄物の焼却もしくは製品の製造の用途への使用	セメント焼成炉における廃ゴムタイヤの焼却もしくは製品の製造の用途への使用	tCH_4/t	0.00025
	セメント焼成炉における廃プラスチック類（廃ゴムタイヤを除く。）の焼却もしくは製品の製造の用途への使用	tCH_4/t	0.00036
	その他の工業炉（ボイラーを除く。）における廃ゴムタイヤの焼却もしくは製品の製造の用途への使用	tCH_4/t	0.00025
	その他の工業炉（ボイラーを除く。）における廃プラスチック類（廃ゴムタイヤを除く。）の焼却もしくは製品の製造の用途への使用	tCH_4/t	0.00036
工業炉等における廃棄物燃料の使用	セメント焼成炉におけるごみ固形燃料（RPF）の使用	tCH_4/t	0.00035
	セメント焼成炉におけるごみ固形燃料（RDF）の使用	tCH_4/t	0.00022
	その他の工業炉（ボイラーを除く。）におけるごみ固形燃料（RPF）の使用	tCH_4/t	0.00035
	その他の工業炉（ボイラーを除く。）におけるごみ固形燃料（RDF）の使用	tCH_4/t	0.00022

【根拠条文】算定省令第4条第24項～第28項及び別表第12～別表第14

別表13　燃料の燃焼の用に供する施設及び機械器具における燃料の使用に関する排出係数(1/2)

対象となる排出活動	区分	単位	値
燃料の燃焼の用に供する施設及び機械器具における燃料の使用	常圧流動床ボイラー(固体燃料)	tN_2O/GJ	0.000054
	加圧流動床ボイラー(固体燃料)	tN_2O/GJ	0.0000050
	ボイラー(流動床以外、固体燃料)	tN_2O/GJ	0.00000058
	ボイラー(流動床以外、BC重油・原油)	tN_2O/GJ	0.000000017
	ガス加熱炉(液体燃料、気体燃料)	tN_2O/GJ	0.00000000069
	焙焼炉(固体燃料)	tN_2O/GJ	0.00000066
	焙焼炉(液体燃料)	tN_2O/GJ	0.0000010
	焙焼炉(気体燃料)	tN_2O/GJ	0.00000014
	焼結炉(鉄鋼用、非鉄金属(銅、鉛及び亜鉛を除く。)用及び無機化学工業品用、固体燃料)	tN_2O/GJ	0.00000066
	焼結炉(鉄鋼用、非鉄金属(銅、鉛及び亜鉛を除く。)用及び無機化学工業品用、液体燃料)	tN_2O/GJ	0.0000010
	焼結炉(鉄鋼用、非鉄金属(銅、鉛及び亜鉛を除く。)用及び無機化学工業品用、気体燃料)	tN_2O/GJ	0.00000014
	か焼炉(鉄鋼用、非鉄金属用及び無機化学工業品用、固体燃料)	tN_2O/GJ	0.00000066
	か焼炉(鉄鋼用、非鉄金属用及び無機化学工業品用、液体燃料)	tN_2O/GJ	0.0000010
	か焼炉(鉄鋼用、非鉄金属用及び無機化学工業品用、気体燃料)	tN_2O/GJ	0.00000014
	ペレット焼成炉(鉄鋼用、非鉄金属用及び無機化学工業品用、固体燃料)	tN_2O/GJ	0.00000066
	ペレット焼成炉(鉄鋼用、非鉄金属用及び無機化学工業品用、液体燃料)	tN_2O/GJ	0.0000010
	ペレット焼成炉(鉄鋼用、非鉄金属用及び無機化学工業品用、気体燃料)	tN_2O/GJ	0.00000014
	金属溶解炉(銅、鉛及び亜鉛用を除く、精製用及び鋳造用、固体燃料)	tN_2O/GJ	0.00000066
	金属溶解炉(銅、鉛及び亜鉛用を除く、精製用及び鋳造用、液体燃料)	tN_2O/GJ	0.0000010
	金属溶解炉(銅、鉛及び亜鉛用を除く、精製用及び鋳造用、気体燃料)	tN_2O/GJ	0.00000014
	金属鍛造炉(液体燃料)	tN_2O/GJ	0.0000010
	金属鍛造炉(気体燃料)	tN_2O/GJ	0.00000014
	金属圧延加熱炉(液体燃料)	tN_2O/GJ	0.0000010
	金属圧延加熱炉(気体燃料)	tN_2O/GJ	0.00000014
	金属熱処理炉(液体燃料)	tN_2O/GJ	0.0000010
	金属熱処理炉(気体燃料)	tN_2O/GJ	0.00000014
	石油加熱炉(液体燃料、気体燃料)	tN_2O/GJ	0.00000000069
	触媒再生塔(固体燃料)	tN_2O/GJ	0.0000072
	セメント焼成炉(固体燃料)	tN_2O/GJ	0.00000066
	セメント焼成炉(液体燃料)	tN_2O/GJ	0.0000010
	セメント焼成炉(気体燃料)	tN_2O/GJ	0.00000014
	レンガ焼成炉(固体燃料)	tN_2O/GJ	0.00000066
	レンガ焼成炉(液体燃料)	tN_2O/GJ	0.0000010
	レンガ焼成炉(気体燃料)	tN_2O/GJ	0.00000014
	ドロマイト焼成炉(固体燃料)	tN_2O/GJ	0.00000066
	ドロマイト焼成炉(液体燃料)	tN_2O/GJ	0.0000010
	ドロマイト焼成炉(気体燃料)	tN_2O/GJ	0.00000014
	石灰焼成炉(固体燃料)	tN_2O/GJ	0.00000066
	石灰焼成炉(液体燃料)	tN_2O/GJ	0.0000010
	石灰焼成炉(気体燃料)	tN_2O/GJ	0.00000014
	炭素焼成炉(固体燃料)	tN_2O/GJ	0.00000066
	炭素焼成炉(液体燃料)	tN_2O/GJ	0.0000010
	炭素焼成炉(気体燃料)	tN_2O/GJ	0.00000014
	陶磁器焼成炉(固体燃料)	tN_2O/GJ	0.00000066
	陶磁器焼成炉(液体燃料)	tN_2O/GJ	0.0000010
	陶磁器焼成炉(気体燃料)	tN_2O/GJ	0.00000014
	その他の焼成炉(固体燃料)	tN_2O/GJ	0.00000066
	その他の焼成炉(液体燃料)	tN_2O/GJ	0.0000010
	その他の焼成炉(気体燃料)	tN_2O/GJ	0.00000014
	ガラス溶融炉(固体燃料)	tN_2O/GJ	0.00000066
	ガラス溶融炉(液体燃料)	tN_2O/GJ	0.0000010
	ガラス溶融炉(気体燃料)	tN_2O/GJ	0.00000014
	その他の溶融炉(固体燃料)	tN_2O/GJ	0.00000066
	その他の溶融炉(液体燃料)	tN_2O/GJ	0.0000010
	その他の溶融炉(気体燃料)	tN_2O/GJ	0.00000014
	反応炉(無機化学工業品用及び食料品用、固体燃料)	tN_2O/GJ	0.00000066
	反応炉(無機化学工業品用及び食料品用、液体燃料)	tN_2O/GJ	0.0000010
	反応炉(無機化学工業品用及び食料品用、気体燃料)	tN_2O/GJ	0.00000014
	直火炉(無機化学工業品用及び食料品用、固体燃料)	tN_2O/GJ	0.00000066
	直火炉(無機化学工業品用及び食料品用、液体燃料)	tN_2O/GJ	0.0000010
	直火炉(無機化学工業品用及び食料品用、気体燃料)	tN_2O/GJ	0.00000014
	セメント原料乾燥炉(固体燃料)	tN_2O/GJ	0.00000066
	セメント原料乾燥炉(液体燃料)	tN_2O/GJ	0.0000010
	セメント原料乾燥炉(気体燃料)	tN_2O/GJ	0.00000014
	レンガ原料乾燥炉(固体燃料)	tN_2O/GJ	0.00000066
	レンガ原料乾燥炉(液体燃料)	tN_2O/GJ	0.0000010
	レンガ原料乾燥炉(気体燃料)	tN_2O/GJ	0.00000014

別表13　燃料の燃焼の用に供する施設及び機械器具における燃料の使用に関する排出係数(2/2)

対象となる排出活動	区分	単位	値
燃料の燃焼の用に供する施設及び機械器具における燃料の使用 （つづき）	骨材乾燥炉（固体燃料）	tN_2O/GJ	0.00000066
	骨材乾燥炉（液体燃料）	tN_2O/GJ	0.0000010
	骨材乾燥炉（気体燃料）	tN_2O/GJ	0.00000014
	鋳型乾燥炉（固体燃料）	tN_2O/GJ	0.00000066
	鋳型乾燥炉（液体燃料）	tN_2O/GJ	0.0000010
	鋳型乾燥炉（気体燃料）	tN_2O/GJ	0.00000014
	洗剤乾燥炉（固体燃料）	tN_2O/GJ	0.00000066
	洗剤乾燥炉（液体燃料）	tN_2O/GJ	0.0000010
	洗剤乾燥炉（気体燃料）	tN_2O/GJ	0.00000014
	その他の乾燥炉（固体燃料）	tN_2O/GJ	0.00000066
	その他の乾燥炉（液体燃料）	tN_2O/GJ	0.0000010
	その他の乾燥炉（気体燃料）	tN_2O/GJ	0.00000014
	焼結炉（銅、鉛及び亜鉛用、一般炭及びコークス）	tN_2O/GJ	0.00000066
	焼結炉（銅、鉛及び亜鉛用、液体燃料）	tN_2O/GJ	0.0000010
	焼結炉（銅、鉛及び亜鉛用、気体燃料）	tN_2O/GJ	0.00000014
	溶鉱炉（銅、鉛及び亜鉛用、一般炭及びコークス）	tN_2O/GJ	0.00000066
	溶解炉（銅、鉛及び亜鉛用、一般炭及びコークス）	tN_2O/GJ	0.00000066
	溶解炉（銅、鉛及び亜鉛用、液体燃料）	tN_2O/GJ	0.0000010
	溶解炉（銅、鉛及び亜鉛用、気体燃料）	tN_2O/GJ	0.00000014
	ガスタービン（航空機又は船舶に用いられるものを除く、液体燃料、気体燃料）	tN_2O/GJ	0.000000078
	ディーゼル機関（自動車、鉄道車両又は船舶に用いられるものを除く、液体燃料、気体燃料）	tN_2O/GJ	0.0000017
	ガス機関（航空機、自動車又は船舶に用いられるものを除く、液体燃料、気体燃料）	tN_2O/GJ	0.00000062
	ガソリン機関（航空機、自動車又は船舶に用いられるものを除く、液体燃料、気体燃料）	tN_2O/GJ	0.00000062
	業務用のこんろ、湯沸器、ストーブその他の事業者が事業活動の用に供する機械器具(一般炭、練炭又は豆炭）	tN_2O/GJ	0.0000013
	業務用のこんろ、湯沸器、ストーブその他の事業者が事業活動の用に供する機械器具(灯油）	tN_2O/GJ	0.00000057
	業務用のこんろ、湯沸器、ストーブその他の事業者が事業活動の用に供する機械器具(LPG、都市ガス）	tN_2O/GJ	0.000000090

※燃料種別の発熱量については、別表1を参照

【根拠条文】算定省令第5条第1項及び別表第15

別表14　家畜の排せつ物の管理に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
家畜の排せつ物の管理	牛(尿から分離したふん・天日乾燥)	tN_2O/tN	0.031
	牛(尿から分離したふん・火力乾燥)	tN_2O/tN	0.031
	牛(尿から分離したふん・強制発酵)	tN_2O/tN	0.0039
	牛(尿から分離したふん・堆積発酵)(乳用牛)	tN_2O/tN	0.038
	牛(尿から分離したふん・堆積発酵)(肉用牛)	tN_2O/tN	0.025
	牛(尿から分離したふん・焼却)	tN_2O/tN	0.0016
	牛(ふんから分離した尿・強制発酵)	tN_2O/tN	0.031
	牛(ふんから分離した尿・浄化)	tN_2O/tN	0.079
	牛(ふんから分離した尿・貯留)	tN_2O/tN	0.0016
	牛(ふんと尿との混合物・天日乾燥)	tN_2O/tN	0.031
	牛(ふんと尿との混合物・火力乾燥)	tN_2O/tN	0.031
	牛(ふんと尿との混合物・強制発酵)(乳用牛)	tN_2O/tN	0.031
	牛(ふんと尿との混合物・強制発酵)(肉用牛)	tN_2O/tN	0.031
	牛(ふんと尿との混合物・堆積発酵)(乳用牛)	tN_2O/tN	0.038
	牛(ふんと尿との混合物・堆積発酵)(肉用牛)	tN_2O/tN	0.025
	牛(ふんと尿との混合物・浄化)	tN_2O/tN	0.079
	牛(ふんと尿との混合物・貯留)	tN_2O/tN	0.0016
	豚(尿から分離したふん・天日乾燥)	tN_2O/tN	0.031
	豚(尿から分離したふん・火力乾燥)	tN_2O/tN	0.031
	豚(尿から分離したふん・強制発酵)	tN_2O/tN	0.0039
	豚(尿から分離したふん・堆積発酵)	tN_2O/tN	0.039
	豚(尿から分離したふん・焼却)	tN_2O/tN	0.0016
	豚(ふんから分離した尿・強制発酵)	tN_2O/tN	0.031
	豚(ふんから分離した尿・浄化)	tN_2O/tN	0.079
	豚(ふんから分離した尿・貯留)	tN_2O/tN	0.0016
	豚(ふんと尿との混合物・天日乾燥)	tN_2O/tN	0.031
	豚(ふんと尿との混合物・火力乾燥)	tN_2O/tN	0.031
	豚(ふんと尿との混合物・強制発酵)	tN_2O/tN	0.031
	豚(ふんと尿との混合物・堆積発酵)	tN_2O/tN	0.039
	豚(ふんと尿との混合物・浄化)	tN_2O/tN	0.079
	豚(ふんと尿との混合物・貯留)	tN_2O/tN	0.0016
	鶏(ふん・天日乾燥)	tN_2O/tN	0.031
	鶏(ふん・火力乾燥)	tN_2O/tN	0.031
	鶏(ふん・強制発酵)	tN_2O/tN	0.0039
	鶏(ふん・堆積発酵)	tN_2O/tN	0.031
	鶏(ふん・焼却)	tN_2O/tN	0.0016
	放牧されためん羊	$tN_2O/頭$	0.00038
	その他のめん羊	$tN_2O/頭$	0.000094
	放牧された山羊、馬	$tN_2O/頭$	0.0013
	その他の山羊、馬	$tN_2O/頭$	0.00031
	放牧された水牛	$tN_2O/頭$	0.0013
	その他の水牛(固形にしたふん尿の乾燥又は貯留によりそのふん尿の管理が行われるもの)	$tN_2O/頭$	0.0013
	その他の水牛(燃焼の用に供し、又は耕地に散布することによりそのふん尿の管理が行われるもの)	$tN_2O/頭$	0
	放牧された牛が排せつするふん尿からの排出	$tN_2O/頭$	0.00018

※畜舎で飼養されている牛、豚、鶏の排せつ物の管理については、平成22年度から報告

【根拠条文】算定省令第5条第6項～第8項及び別表第7

別表15　肥料の使用に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
肥料の使用	野菜	tN_2O/tN	0.0097
	水稲	tN_2O/tN	0.0049
	果樹	tN_2O/tN	0.0097
	茶樹	tN_2O/tN	0.046
	ばれいしょ	tN_2O/tN	0.0097
	飼料作物	tN_2O/tN	0.0097
	麦	tN_2O/tN	0.0097
	そば	tN_2O/tN	0.0097
	豆類	tN_2O/tN	0.0097
	かんしょ	tN_2O/tN	0.0097
	桑	tN_2O/tN	0.0097
	たばこ	tN_2O/tN	0.0097
	工芸農作物(茶樹、桑、たばこを除く。)	tN_2O/tN	0.0097

【根拠条文】算定省令第5条第9項

別表16　耕地における農作物の残さのすき込みに関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
耕地における農作物の残さのすき込み	水稲	tN_2O/t	0.00013
	小麦	tN_2O/t	0.000088
	二条大麦	tN_2O/t	0.00042
	六条大麦	tN_2O/t	0.000061
	裸麦	tN_2O/t	0.00024
	えん麦	tN_2O/t	0.00014
	らい麦	tN_2O/t	0.000094
	とうもろこし	tN_2O/t	0.00032
	そば	tN_2O/t	0.00025
	大豆	tN_2O/t	0.00013
	小豆	tN_2O/t	0.00017
	いんげんまめ	tN_2O/t	0.00015
	えんどうまめ	tN_2O/t	0.00031
	そらまめ	tN_2O/t	0.00031
	らっかせい	tN_2O/t	0.00015
	えだまめ	tN_2O/t	0.00031
	さやいんげん	tN_2O/t	0.00031
	かんしょ	tN_2O/t	0.00036
	こんにゃく	tN_2O/t	0.00036
	さといも	tN_2O/t	0.00040
	ばれいしょ	tN_2O/t	0.00048
	やまのいも	tN_2O/t	0.00020
	いちご	tN_2O/t	0.00039
	すいか	tN_2O/t	0.00034
	メロン	tN_2O/t	0.00064
	きゅうり	tN_2O/t	0.00052
	トマト	tN_2O/t	0.00043
	なす	tN_2O/t	0.00039
	ピーマン	tN_2O/t	0.00039
	キャベツ	tN_2O/t	0.00072
	はくさい	tN_2O/t	0.00079
	ほうれんそう	tN_2O/t	0.00076
	ねぎ	tN_2O/t	0.00067
	たまねぎ	tN_2O/t	0.00025
	レタス	tN_2O/t	0.00080
	だいこん	tN_2O/t	0.00065
	にんじん	tN_2O/t	0.00043
	かぼちゃ	tN_2O/t	0.00082
	こまつな	tN_2O/t	0.00076
	ちんげんさい	tN_2O/t	0.00076
	ふき	tN_2O/t	0.00076
	みつば	tN_2O/t	0.00076
	しゅんぎく	tN_2O/t	0.00076
	にら	tN_2O/t	0.00025
	にんにく	tN_2O/t	0.00025
	セルリー	tN_2O/t	0.0013
	カリフラワー	tN_2O/t	0.00072
	ブロッコリー	tN_2O/t	0.00076
	アスパラガス	tN_2O/t	0.00025
	かぶ	tN_2O/t	0.00065
	ごぼう	tN_2O/t	0.00043
	れんこん	tN_2O/t	0.00043
	しょうが	tN_2O/t	0.00054
	茶	tN_2O/t	0.00027
	てんさい	tN_2O/t	0.00038
	さとうきび	tN_2O/t	0.00083
	桑	tN_2O/t	0.00015
	葉たばこ	tN_2O/t	0.00076
	なたね	tN_2O/t	0.00025
	牧草	tN_2O/t	0.00046
	青刈りとうもろこし	tN_2O/t	0.00019
	ソルゴー	tN_2O/t	0.00030
	青刈りえん麦	tN_2O/t	0.00033
	青刈りらい麦	tN_2O/t	0.00023
	青刈りの麦（青刈りえん麦・青刈りらい麦を除く。）	tN_2O/t	0.00031
	いぐさ	tN_2O/t	0.00025

【根拠条文】算定省令第5条第10項

別表17　農業廃棄物の焼却に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
農業廃棄物の焼却	水稲	tN_2O/t	0.000057
	小麦	tN_2O/t	0.000038
	大麦	tN_2O/t	0.00013
	えん麦	tN_2O/t	0.000064
	らい麦	tN_2O/t	0.000043
	とうもろこし	tN_2O/t	0.00014
	大豆	tN_2O/t	0.000057
	小豆	tN_2O/t	0.000074
	いんげんまめ	tN_2O/t	0.000066
	えんどうまめ	tN_2O/t	0.00014
	らっかせい	tN_2O/t	0.000063
	ばれいしょ	tN_2O/t	0.00014
	てんさい	tN_2O/t	0.000038
	さとうきび	tN_2O/t	0.00035
	青刈りえん麦	tN_2O/t	0.000028
	青刈りらい麦	tN_2O/t	0.000020
	青刈りの麦（青刈りえん麦・青刈りらい麦を除く。）	tN_2O/t	0.000027

【根拠条文】算定省令第5条第11項及び別表第8

別表18　下水等及び雑排水の処理に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
下水等及び雑排水の処理	終末処理場	tN_2O/m^3	0.00000016
	し尿処理施設（嫌気性消化処理）	tN_2O/tN	0.0000045
	し尿処理施設（好気性消化処理）	tN_2O/tN	0.0000045
	し尿処理施設（高負荷生物学的脱窒素処理）	tN_2O/tN	0.0029
	し尿処理施設（生物学的脱窒素処理（標準脱窒素処理））	tN_2O/tN	0.0000045
	し尿処理施設（膜分離処理）	tN_2O/tN	0.0024
	し尿処理施設（その他の処理）	tN_2O/tN	0.0000045
	コミュニティ・プラント	$tN_2O/人$	0.000039
	既存単独処理浄化槽	$tN_2O/人$	0.000020
	浄化槽（既存単独処理浄化槽を除く。）	$tN_2O/人$	0.000026
	くみ取便所の便槽	$tN_2O/人$	0.000020

【根拠条文】算定省令第5条第12項～第16項及び別表第10～別表第11

別表19　廃棄物等の焼却及び原燃料としての使用に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
一般廃棄物の焼却	連続燃焼式焼却施設	tN_2O/t	0.0000567
	准連続燃焼式焼却施設	tN_2O/t	0.0000539
	バッチ燃焼式焼却施設	tN_2O/t	0.0000724
工業炉等における廃棄物の焼却もしくは製品の製造の用途への使用	常圧流動床ボイラーにおける廃ゴムタイヤの焼却又は製品の製造の用途への使用	tN_2O/t	0.0011
	常圧流動床ボイラーにおける廃プラスチック類（廃ゴムタイヤを除く。）の焼却又は製品の製造の用途への使用	tN_2O/t	0.0016
	ボイラーにおける廃ゴムタイヤの焼却又は製品の製造の用途への使用	tN_2O/t	0.000012
	ボイラーにおける廃プラスチック類（廃ゴムタイヤを除く。）の焼却又は製品の製造の用途への使用	tN_2O/t	0.000017
	セメント焼成炉における廃油の焼却又は製品の製造の用途への使用	tN_2O/t	0.000046
	セメント焼成炉における廃ゴムタイヤの焼却又は製品の製造の用途への使用	tN_2O/t	0.000014
	セメント焼成炉における廃プラスチック類（廃ゴムタイヤを除く。）の焼却又は製品の製造の用途への使用	tN_2O/t	0.000019
	その他の工業炉における廃油の焼却又は製品の製造の用途への使用	tN_2O/t	0.000046
	その他の工業炉における廃ゴムタイヤの焼却又は製品の製造の用途への使用	tN_2O/t	0.000014
	その他の工業炉における廃プラスチック類（廃ゴムタイヤを除く。）の焼却又は製品の製造の用途への使用	tN_2O/t	0.000019
廃棄物の焼却	下水汚泥（高分子凝集剤を添加して脱水したもの）の流動床炉での焼却（通常燃焼）	tN_2O/t	0.00151
	下水汚泥（高分子凝集剤を添加して脱水したもの）の流動床炉での焼却（高温燃焼）	tN_2O/t	0.000645
	下水汚泥（高分子凝集剤を添加して脱水したもの）の多段炉での焼却	tN_2O/t	0.000882
	下水汚泥（石灰系凝集剤を添加して脱水したもの）の焼却	tN_2O/t	0.000294
	その他の下水汚泥の焼却	tN_2O/t	0.000882
	汚泥（下水汚泥を除く。）の焼却	tN_2O/t	0.00045
	廃油の焼却	tN_2O/t	0.0000098
	廃ゴムタイヤの焼却	tN_2O/t	0.00017
	廃プラスチック類（廃ゴムタイヤを除く。）の焼却	tN_2O/t	0.00017
	紙くず又は木くずの焼却	tN_2O/t	0.000010
	繊維くずの焼却	tN_2O/t	0.000010
	動植物性残渣又は家畜の死体の焼却	tN_2O/t	0.000010
	ごみ固形燃料（RDF）の焼却	tN_2O/t	0.00017
	ごみ固形燃料（RPF）の焼却	tN_2O/t	0.00017
工業炉等における廃棄物等の原燃料としての使用	常圧流動床ボイラーにおけるごみ固形燃料（RPF）の使用	tN_2O/t	0.0016
	常圧流動床ボイラーにおけるごみ固形燃料（RDF）の使用	tN_2O/t	0.00097
	ボイラーにおけるごみ固形燃料（RPF）の使用	tN_2O/t	0.000017
	ボイラーにおけるごみ固形燃料（RDF）の使用	tN_2O/t	0.000010
	セメント焼成炉におけるごみ固形燃料（RPF）の使用	tN_2O/t	0.000019
	セメント焼成炉におけるごみ固形燃料（RDF）の使用	tN_2O/t	0.000012
	その他の工業炉におけるごみ固形燃料（RPF）の使用	tN_2O/t	0.000019
	その他の工業炉におけるごみ固形燃料（RDF）の使用	tN_2O/t	0.000012

【根拠条文】算定省令第5条第17項～第20項、別表第12及び別表第16～別表第17

7　温室効果ガス排出削減計画書の作成

条例第 102 条に定める排出削減計画の提出は、岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則（平成 14 年岡山県規則第 40 号。以下、「規則」という。）第 58 条第 1 項に規定する様式第 30 号「温室効果ガス排出削減計画書」により作成してください。

この計画書は、Ａ４版３枚となっています。

（１）「住所、氏名（名称）」等

計画書の１枚目と２枚目の「別紙　温室効果ガス排出削減計画」に、特定事業者の氏名（法人にあっては、その名称）及び、住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）を記入してください。また、１枚目には、代表者氏名及び電話番号（法人にあっては、主たる事務所の電話番号）を記入してください。

（２）「提出の区分」

計画書の１枚目の「提出の区分」欄は、「（新規・継続・変更）」のいずれかをマルで囲ってください。

（計画書　１枚目）

様式第30号(第58条関係)

温室効果ガス排出削減計画書

年　月　日

岡山県知事　　殿

特定事業者　住　所
名　称
代表者氏名
電話番号

「変更」の場合の例

排出削減計画を~~作成~~(変更)したので，岡山県環境への負荷の低減に関する条例(平成13年岡山県条例第76号) 第102条第 1 項(第2項)の規定により，次のとおり提出します。

提　出　の　区　分	(　新　規　・　継　続　・　変　更　)
温室効果ガス排出削減計画	別紙のとおり
※　事　務　処　理　欄	

備考

1 この計画書は，計画期間の初年度の8月末日までに(変更の場合は，変更後速やかに)正副2部を提出すること。

2 ※印の欄には，何も記載しないこと。

（３）「本票作成」欄（以下、計画書の別紙の項目）

計画書を作成した部署名を記入してください。（例：○○（株）▲▲工場総務部）

（４）「主たる業種」

「分類コード」欄に、日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改訂版）の中分類から主たる業種を１つ選択し、その２桁の番号及び業種名を記載してください。

コード	中分類（業種区分）	コード	中分類（業種区分）
01	農業	51	繊維・衣服等卸売業
02	林業	52	飲食料品卸売業
03	漁業（水産養殖業を除く）	53	建築材料，鉱物・金属材料等卸売業
04	水産養殖業	54	機械器具卸売業
05	鉱業，採石業，砂利採取業	55	その他の卸売業
06	総合工事業	56	各種商品小売業
07	職別工事業（設備工事業を除く）	57	織物・衣服・身の回り品小売業
08	設備工事業	58	飲食料品小売業
09	食料品製造業	59	機械器具小売業
10	飲料・たばこ・飼料製造業	60	その他の小売業
11	繊維工業	61	無店舗小売業
12	木材・木製品製造業（家具を除く）	62	銀行業
13	家具・装備品製造業	63	協同組織金融業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	64	貸金業，クレジットカード業等非預金信用機関
15	印刷・同関連業	65	金融商品取引業，商品先物取引業
16	化学工業	66	補助的金融業等
17	石油製品・石炭製品製造業	67	保険業（保険媒介代理業，保険サービス業を含む）
18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	68	不動産取引業
19	ゴム製品製造業	69	不動産賃貸業・管理業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	70	物品賃貸業
21	窯業・土石製品製造業	71	学術・開発研究機関
22	鉄鋼業	72	専門サービス業（他に分類されないもの）
23	非鉄金属製造業	73	広告業
24	金属製品製造業	74	技術サービス業（他に分類されないもの）
25	はん用機械器具製造業	75	宿泊業
26	生産用機械器具製造業	76	飲食店
27	業務用機械器具製造業	77	持ち帰り・配達飲食サービス業
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
29	電気機械器具製造業	79	その他の生活関連サービス業
30	情報通信機械器具製造業	80	娯楽業
31	輸送用機械器具製造業	81	学校教育
32	その他の製造業	82	その他の教育，学習支援業
33	電気業	83	医療業
34	ガス業	84	保健衛生
35	熱供給業	85	社会保険・社会福祉・介護事業
36	水道業	86	郵便局
37	通信業	87	協同組合（他に分類されないもの）
38	放送業	88	廃棄物処理業
39	情報サービス業	89	自動車整備業
40	インターネット附随サービス業	90	機械等修理業（別掲を除く）
41	映像・音声・文字情報制作業	91	職業紹介・労働者派遣業
42	鉄道業	92	その他の事業サービス業
43	道路旅客運送業	93	政治・経済・文化団体
44	道路貨物運送業	94	宗教
45	水運業	95	その他のサービス業
46	航空運輸業	96	外国公務
47	倉庫業	97	国家公務
48	運輸に附帯するサービス業	98	地方公務
49	郵便業（信書便事業を含む）	99	分類不能の産業
50	各種商品卸売業		

（５）「事業の概要」

県内での事業活動について、事業内容、事業活動の規模（生産量、従業員数、店舗数、保有車両等の台数など）等、現状及び今後の事業計画に沿って簡潔に記入してください。

（６）「県内の主な工場等」

県内の工場等（工場又は事務所、事業所）の中から、温室効果ガスの排出量の多いものから順に６か所まで、その名称及び所在地（市町村名から）を記入してください。（県内の工場等が６か所以上ある場合にも、記入は６か所までとしてください。）

（７）「特定事業者の該当要件」

①から③までのうち、該当するもの全ての「□」の中にチェックをしてください。

また、工場等の数及びトラック、バス、タクシー事業者で②に該当する場合には、車両台数の計画書提出時点の数量をあわせて記入してください。

（８）「計画期間」

計画書を提出する日の属する年度から５か年度以内の期間（年度単位：「令和○年度」）を記入してください。なお、計画期間の最終年度の翌年度に特定事業者に該当する場合には、その年度を初年度とする新たな計画を作成してください。

※　計画書を提出する日については、経過措置の規定がありますので、P37「**８　温室効果ガス排出削減計画書の提出**」の項を参照してください。

（９）「削減目標」

計画期間の最終年度（＝目標年度）末に見込まれる温室効果ガスの排出量（計画値）について、温室効果ガスの総排出量（＝総排出量基準）又は原単位（※後述）の改善（＝原単位基準）のいずれかを選択し、**計画期間の初年度の前年度（＝基準年度）**の実績値からの増減率を次の算式で算定して数値を記入してください。（小数点以下第２位を四捨五入し、小数点以下第１位まで記入）

$$\text{目標削減率} = \frac{(\text{基準年度の実績値}) - (\text{目標年度の計画値})}{(\text{基準年度の実績値})} \times １００$$

また、上記により算出した目標削減率の値について、「20%以上」～「5%未満」の５つの「目標区分」のうち、該当する区分に○を記入してください。

（「10～5%」の欄は 5%以上 10%未満、「15～10%」は 10%以上 15%未満、「20～15%」は 15%以上 20%未満）

◎ 目標となる計画値等は、現在の温室効果ガスの排出状況や削減対策の実施状況、今後の事業計画、法令の基準等を総合的に勘案するとともに実施可能な温室効果ガス排出量削減対策を十分検討したうえで設定してください。

(10)「温室効果ガス排出量」

基準年度と目標年度の温室効果ガスの排出量を記入してください。(**目標削減率に「原単位基準」を選択した場合にも、必ず記入してください。**なお、単位（ｔＣＯ２）に注意してください。　（「（　年度）」は、「令和○○年度」と記入。以下同じ）

(11)「基準年度の主な工場等の排出量」

上記（６）で記入した工場等について、各工場等での基準年度の温室効果ガスの排出量を記入してください。

(12)「（原単位基準の削減目標を選択した場合に記入）」

・「温室効果ガスの排出量と密接な関係を持つ値の内容」

上記（９）で削減目標率に原単位基準を選択した場合に、原単位算定に用いた指標（事業活動の業態、特性に応じて、生産金額、生産数量、売上金額、延床面積、車両台数など温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値を選択）の内容及び当該指標を用いた理由を記入してください。

※　複数の指標により原単位を算定する場合には、原単位の算定式もあわせて記入してください。

・「原単位当たり排出量」

(10)で記入した基準年度と目標年度の温室効果ガス排出量を原単位の指標で除した数値を記入してください。

例）	温室効果ガス排出量	原単位指標（生産額）	原単位当たり排出量
基準年度	9,000tCO2	９億円	1,000tCO2/億円
目標年度	8,000tCO2	１０億円	800tCO2/億円

※　様式中の「CO2/（　　）」の「CO2」の前にｔ又はｋｇを記入し、「（　　）」内には、円（千、百万、億円等）、台、㎡などの原単位の算定に用いた指標の単位を記入してください。

(13)「ベンチマーク指標の状況」

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号）第 5 条第 1 項に基づく「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」（平成 21 年経済産業省告示第 66 号）で、目指すべき水準としてベンチマーク指標が定められている事業に該当する場合には、計画書の「対象事業の名称」欄にベンチマーク指標の対象となる事業の名称（セクター名）、「ベンチマーク指標」欄に目指すべき水準の数値、「関連数値（　　年度）」欄は、ベンチマーク指標にあてはめた場合の事業者の数値、「達成率」欄は、

$$\left(\frac{\text{「ベンチマーク指標」欄の数値}}{\text{「関連数値（○○年度）」欄の数値}} \times 100\right)$$

の数値（小数点以下第２位を四捨五入し、小数点以下１位まで）を記入してください。

(14)「目標削減率設定の基本的な考え方」

（９）で記入した目標削減率設定にあたっての前提条件（エネルギー使用量の見込み、社会経済状況の変化など）や算定の根拠等とともに、原単位基準を選択した場合には理由を記入してください。また、各事業者の事業計画やそれぞれの業界団体の環境自主行動計画に基づき目標を設定した場合には、あわせてその旨を記入してください。

(15)「目標削減率達成のための推進体制」

目標削減率を達成するための事業者（又は各工場等）の組織体制（責任者、担当部署、点検体制など）とともに、環境マネジメントシステムの導入状況等を記入してください。

(16)「排出量削減のためのこれまでの主な取組」

計画期間以前に事業者が実施した温室効果ガス排出量削減のための主な取組内容について、実施時期、実施内容、効果などを記入してください。「工場等の名称」欄には、取組を実施した工場等の名称を記入してください。

・ 全ての工場等で実施した場合などには、「全社」等と簡潔に表記してください（以下同じ）。

(17)「計画期間中に目標削減率を達成するために実施する措置」

それぞれの事業活動の内容に応じ、実施可能な温室効果ガス排出量削減のための取組内容を検討したうえで、計画期間中に実施する措置の内容、実施予定時期及び当該措置の実施による温室効果ガスの排出量削減に期待される効果（削減量等）を記入してください。（効果について数量で評価できない場合は、定性的記述のみでも可。）

【参考】 これらの措置の検討にあたっては、下記の指針、基準等も参考にしてください。

① エネルギーの使用の合理化に関する基本方針(平成 25 年 12 月 28 日 経済産業省告示第 268 号)

② 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準
(平成 21 年 3 月 31 日 経済産業省告示第 66 号)

③ 専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針
(平成 22 年 3 月 30 日 財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第 1 号)

④ 製造業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針
(平成 22 年 3 月 30 日 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第 1 号)

⑤ 鉱業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針(平成 22 年 3 月 30 日 経済産業省告示第 68 号)

⑥上水道業、下水道業及び廃棄物処理業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針

（平成 22 年 3 月 30 日 厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第 1 号）

⑦ 貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準

（平成 18 年 3 月 31 日経済産業省、国土交通省告示第 7 号）

⑧ 旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断の基準

（平成 18 年 3 月 31 日経済産業省、国土交通省告示第 6 号）

※ 上記資料は、(一財)省エネルギーセンターのホームページから入手できます。

http://www.eccj.or.jp/law06/index.html

（ ⑦、⑧の資料は、国土交通省のホームページからも入手できます。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_tk_000002.html ）

※ (一財)省エネルギーセンターの「工場の省エネルギー」、「ビルの省エネルギー」（オフイスビル、商業ビル、ホテル、病院 ）（http://www.eccj.or.jp/index.html）、経済産業省資源エネルギー庁の「業界向け省エネルギー実施要領」（一般飲食店、飲食料品小売業、各種商品小売業、学校、社会福祉・介護事業者、宿泊業、病院）（http://www.meti.go.jp/setsuden/press/20080331014/20080331014.html）及び国土交通省の「省エネ法中長期計画書作成のためのヒント集」（特定輸送事業者向け）（上記国土交通省の HP）の内容も参考にしてください。

(18) 「森林保全等吸収源対策への取組計画」

植林、緑化など、森林の保全活動への取組について、県内での計画がある場合には「県内での取組」欄の「有」の欄にマルを付けその内容を記入してください。（計画が無い場合には「無」の欄にマル）県内以外での計画については、同様の要領により「その他」欄に記入してください。

※ 県内の工場等で実施する取組のみでなく、事業者の県外の工場等が実施する取組や事業者全体として取組を実施する場合にも、実施主体を明記し、その内容を記入してください。（ (19) 、 (20) に同じ。）

※ 初回提出分に限り、計画期間初年度前の取組内容についても、実施年度を明記し、この欄に記載してください。（ (19) 、 (20) に同じ。）

（既実施分について二酸化炭素吸収量の認証等を受けている場合には、認証機関（制度）名、認証時期及び認証された吸収量等も記入してください。）

(19) 「再生可能エネルギーの導入計画」

県内、その他の区分により「太陽光発電」「風力発電」「バイオマス発電・廃棄物発電」「太陽熱利用」「バイオマス熱利用・廃棄物熱利用」「水力発電」「地熱発電」「海洋温度差発電」「波力発電」「潮汐発電」「潮流発電」の導入計画の有無及び計画がある場合には、その内容（場所、規模、設置予定時期など）を記入してください。

(20) その他特記事項

地域社会への貢献活動や、温室効果ガス排出量の削減に資する商品の開発や普及に関する計画、啓発活動の計画をはじめ、グリーン電力やその証書の購入予定量、排出量取引への参加予定、国内排出削減量認証制度による国内クレジットの購入予定等、上記（19）にまでに記述した取組以外の地球温暖化対策に係る取組について、実施予定時期や取組内容（計画）を記入してください。

温室効果ガス排出削減計画書２枚目　別紙「温室効果ガス排出削減計画」

氏名	（法人にあっては名称）	住所	（法人にあっては主たる事業所の所在地）
本票作成	部署名： P31（３）		
主たる業種	分類コード	業種名： P31（４）	
事業の概要	P32（５）		

県内の主な工場等	番号	工場等の名称	所在地
		P32（６）	
		P32（７）	

特定事業者の該当要件　□ ①燃料等原油換算1,500kl以上　□ ②ﾊﾞｽ・ﾄﾗｯｸ100台、ﾀｸｼｰ250台以上　□ ③CO2換算3,000t以上
（●工場等の数　　所　　●車両台数（②該当の場合）　　台）

計画期間	年度 ～ P32（８） 年度（　　箇年度）							
P32（９）削減目標	いずれかを選択	□ 総排出量基準	目標削減率　　％	目標区分	20%以上	20～15%	15～10%	10～5%	5%未満
		□ 原単位基準							
温室効果ガス排出量	基準年度（　　年度）		P33（10）	目標年度（　　年度）					
	t CO2			t CO2					

基準年度の主な工場等の排出量	番号	工場等の名称	基準年度（　　年度）の排出量
			t CO2
		P33（11）	t CO2
			t CO2
			t CO2
			t CO2
			t CO2

※　「計画期間」欄には，５箇年度以内で特定事業者が定める期間を記入する。

(原単位基準の削減目標を選択した場合に記入)	温室効果ガスの排出量と密接な関係を持つ値の内容	原単位当たり排出量 基準年度	原単位当たり排出量 目標年度
	P33（12）	CO2 ／（　　）	CO2 ／（　　）

（該当事業者のみ記入）P33（13）

ベンチマーク指標の状況	対象事業の名称	ベンチマーク指標	関連数値（　　年度）	達成率(%)

【目標削減率設定の基本的な考え方】

P34（14）

温室効果ガス排出削減計画書３枚目　別紙「温室効果ガス排出削減計画」（つづき）

【目標削減率達成のための推進体制】

P34（15）

【排出量削減のためのこれまでの主な取組】

工場等の名称	取組内容
P34（16）	

【計画期間中に目標削減率を達成するために実施する措置】

工場等の名称	措置内容
P34（17）	

【森林保全等吸収源対策への取組計画】

県内での取組	有	無	P35（18）
その他	有	無	

【再生可能エネルギーの導入計画】

県内での取組	有	無	P35（19）
その他	有	無	

【その他特記事項】

P35（20）

◎　別紙「温室効果ガス削減計画」は、提出いただいたものを県ホームページ等で公開します。各項目は、できるだけわかりやすく、かつ、簡潔に記述してください。

８　温室効果ガス排出削減計画書の提出

（１）提出期限

計画書は、規則第 58 条第１項により、特定事業者に該当することとなった年度の８月末日までに提出してください。

（２）提出先

〒７００－８５７０（住所は記載不要です。）
岡山県環境文化部環境企画課新エネルギー・温暖化対策室　公表制度担当
電子メール：ontai@pref.okayama.lg.jp

（３）提出方法

ア 郵送又は持参

計画書　２部

あわせて、電子データを電子メールへ添付の上、提出願います。（ＣＤ－Ｒ等へデータ保存して郵送することも可）

排出量の検算を行うため、二酸化炭素排出量計算表（またはそれに準じるもの）１部の提出をお願いしています。

イ 電子申請

電子データ（詳しい方法は、新エネルギー・温暖化対策室のホームページをご覧下さい）

９　温室効果ガス排出削減計画書の継続

計画書に記載した「計画期間」の最終年度（目標年度）の状況により、翌年度以降も引き続き特定事業者に該当する場合には、目標年度の翌年度を初年度とする継続計画書を作成し、８月末日までに提出してください。（規則第 58 条第２項）

10　温室効果ガス排出削減計画書の変更

提出した計画書別紙「温室効果ガス削減計画」の内容に変更があった場合には、様式第 30 号により、変更後の計画書を速やかに提出してください。（提出先、提出部数は、上記８（２）、（３）のとおり）

11　温室効果ガス排出削減対策実施状況等報告書

計画書を提出した翌年度から、計画期間中、毎年度、温室効果ガス削減計画の実施状況等について、規則第 59 条に規定する様式第 31 号「温室効果ガス排出削減対策実施状況等報告書」を作成してください。（この報告書も、Ａ４版３枚となっています。）

この報告書では、報告書提出の前年度（以下、前年度）における計画書に掲げた排出削減措置等の実施状況とともに、前年度の温室効果ガス排出量や削減目標の達成状況を記載していただきますが、報告書の記入項目は、計画書の項目と概ね同じものであり、記入方法も計画書に準じます。

（報告書１枚目）

様式第31号（第59条関係）

温室効果ガス排出削減対策実施状況等報告書

年　月　日

岡山県知事　　殿

特定事業者　住　所
名　称
代表者氏名
電話番号

前年度の温室効果ガスの排出の量及び排出削減計画に基づき実施した措置の状況等について，岡山県環境への負荷の低減に関する条例（平成13年岡山県条例第76号）第103条の規定により，次のとおり報告します。

前年度の温室効果ガスの排出の量及び排出削減計画に基づき実施した措置の状況	別紙のとおり
※事務処理欄	

備考
1　この計画書は，措置を実施した年度の翌年度の8月末日までに正副2部を提出すること。
2　※印の欄には，何も記載しないこと。

（１）県内の主な工場等

計画書に記入した工場等と同じ工場等を記入してください。（計画書に記入した工場等が廃止され、活動が行われなくなった場合には、その部分（該当番号の位置）は空欄としてください。（新たな工場等の追加は、計画書の変更が必要です。）

（２）「特定事業者の該当要件」

計画期間中に特定事業者の要件を満たさなくなった場合（例：前年度の原油換算エネルギー使用量が、1,500kl 未満となった場合）にも、計画期間中は、毎年度、報告書を提出していただくことになります（会社の解散等の場合は除く）。特定事業者に該当しなくなった年度は、この欄の記入は不要です。

（３）「温室効果ガス排出量」

計画書に記入した基準年度及び目標年度の排出量に加え、前年度の排出量を記入してください。

（４）「主な工場等の排出量」

（１）の県内の主な工場等の前年度の排出量を記入してください。

（５）「削減目標の達成状況」

温室効果ガス排出量又は原単位当たりの排出量について前年度と基準年度の増減率を少数点以下第１位表示で記入してください。また、「目標達成」欄の□のいずれかにチェックマークを記入してください。

（６）「ベンチマーク指標の状況」

「関連数値（　　年度）」欄に、ベンチマーク指標の考え方にあてはめた場合の、前年度の事業者の数値を記入してください。

※　新たにベンチマーク指標が定められた場合には、計画書の変更は不要とし、報告書に反映してください。

（７）「削減状況の自己評価」

温室効果ガス（又は原単位当たり排出量）の削減状況についての見解を記入してください。（計画の最終年度に目標が達成できなかった場合には、その理由を記入してください。）

（８）「推進体制」

計画書に記入した推進体制に関する事項について、前年度の状況を記入してください。

（９）「目標削減率達成のために実施した措置及び今後の取組」

計画書に示した「計画期間中に目標削減率を達成するために実施する措置」（P34 (17)）の前年度の実施状況及び計画書に記載した以外の温室効果ガス排出量削減のために実施した措置の内容（及び可能な範囲で数量的な効果）を記入してください。

また、上記の実施した措置との区分を明確にしたうえで（「今後実施予定分」と明記して）、今後実施する予定（計画期間終了後の予定も可）の温室効果ガス排出量削減のために実施する措置の内容（及び実施時期、期待される効果など）を記入してください。

(10)「森林保全等吸収源対策への取組」

前年度に実施した、植林等森林保全への取組の内容を記入してください。特に、二酸化炭素吸収量の認証等を受けた場合には、認証機関（制度）名、認証時期及び認証された吸収量等を記入してください。また、今後の取組予定についても（実施した措置と区分して）記入してください。

(11) 「再生可能エネルギーの導入」

前年度実施した内容（設置場所、規模、効果など）及び今後の取組予定について記入してください。

(12) 「その他特記事項」

前年度実施した内容（活動規模、効果など）及び今後の取組予定について記入してください。

温室効果ガス排出削減対策実施状況等報告書２枚目　別紙「前年度の温室効果ガスの排出の量及び排出削減計画に基づき実施した措置の状況

氏名	（法人にあっては名称）	住所	（法人にあっては主たる事業所の所在地）
本票作成	部署名：		
主たる業種	分類コード		業種名：
事業の概要			

県内の主な工場等	番号	工場等の名称	所在地

P39（１）

P39（２）

特定事業者の該当要件	□ ①燃料等原油換算1,500kl以上　□ ②ﾊﾞｽ・ﾄﾗｯｸ100台、ﾀｸｼｰ250台以上　□ ③CO2換算3,000t以上 （●工場等の数　　所　　●車両台数（②該当の場合）　　台）

温室効果ｶﾞｽ排出量	基準年度（　　年度） t CO2	（　　）年度排出量 t CO2	目標年度（　　年度） t CO2

P40（３）

主な工場等の排出量	番号	工場等の名称	（　　）年度排出量
			t CO2
			t CO2
			t CO2
			t CO2
			t CO2
			t CO2

P40（４）

P40（５）

削減目標の達成状況	計画期間：　　年度～　　年度（　　箇年度）			
	□ 総排出量基準	（　　）年度削減実績	目標削減率	目標達成
	□ 原単位基準	%	%	□ 達成　□ 未達

（原単位基準の削減目標を選択している場合に記入）	温室効果ガスの排出量と密接な関係を持つ値の内容	原単位当たり排出量 基準年度	（　　）年度	目標年度
		CO2/（　）	CO2/（　）	CO2/（　）

（該当事業者のみ記入）

P40（６）

ベンチマーク指標の状況	対象事業の名称	ベンチマーク指標	関連数値（　　年度）	達成率等

【削減状況の自己評価】

P40（７）

温室効果ガス排出削減対策実施状況等報告書３枚目　別紙「前年度の温室効果ガスの排出の量及び排出削減計画に基づき実施した措置の状況（つづき）

【推進体制】

P40（８）

【目標削減率達成のために実施した措置及び今後の取組】

工場等の名称	実施した措置及び今後の取組の内容
	P40（９）

【森林保全等吸収源対策への取組】

県内での取組	有	無	P40（10）
その他	有	無	

【再生可能エネルギーの導入】

県内での取組	有	無	P41（11）
その他	有	無	

【その他特記事項】

P41（12）

◎　別紙「前年度の温室効果ガスの排出の量及び排出削減計画に基づき実施した措置の状況」についても、提出いただいたものを県ホームページ等で公開します。
各項目は、できるだけわかりやすく、かつ、簡潔に記述してください。

12　温室効果ガス排出削減対策実施状況等報告書の提出

（１）提出期限

報告書は、規則第 59 条では、（排出削減計画に基づく）措置を実施した年度の翌年度の８月末日までに提出することと定められています。**計画書を提出した年度の翌年度から、計画書に記載した計画期間（P31（８））の最終年度の翌年度まで**、毎年度、８月末日までに、前年度の排出量及び措置の状況について報告書を作成し、提出してください。

（２）提出先

〒７００－８５７０（住所は記載不要です。）
岡山県環境文化部環境企画課新エネルギー・温暖化対策室　公表制度担当
電子メール：ontai@pref.okayama.lg.jp

（３）提出方法

ア 郵送又は持参

報告書　２部

あわせて、電子データを電子メールへ添付の上、提出願います。（ＣＤ－Ｒ等へデータ保存して郵送することも可）

排出量の検算を行うため、二酸化炭素排出量計算表（またはそれに準じるもの）１部の提出をお願いしています。

イ 電子申請

電子データ（詳しい方法は、新エネルギー・温暖化対策室のホームページをご覧下さい）

【計画書及び報告書の作成・提出の流れ】

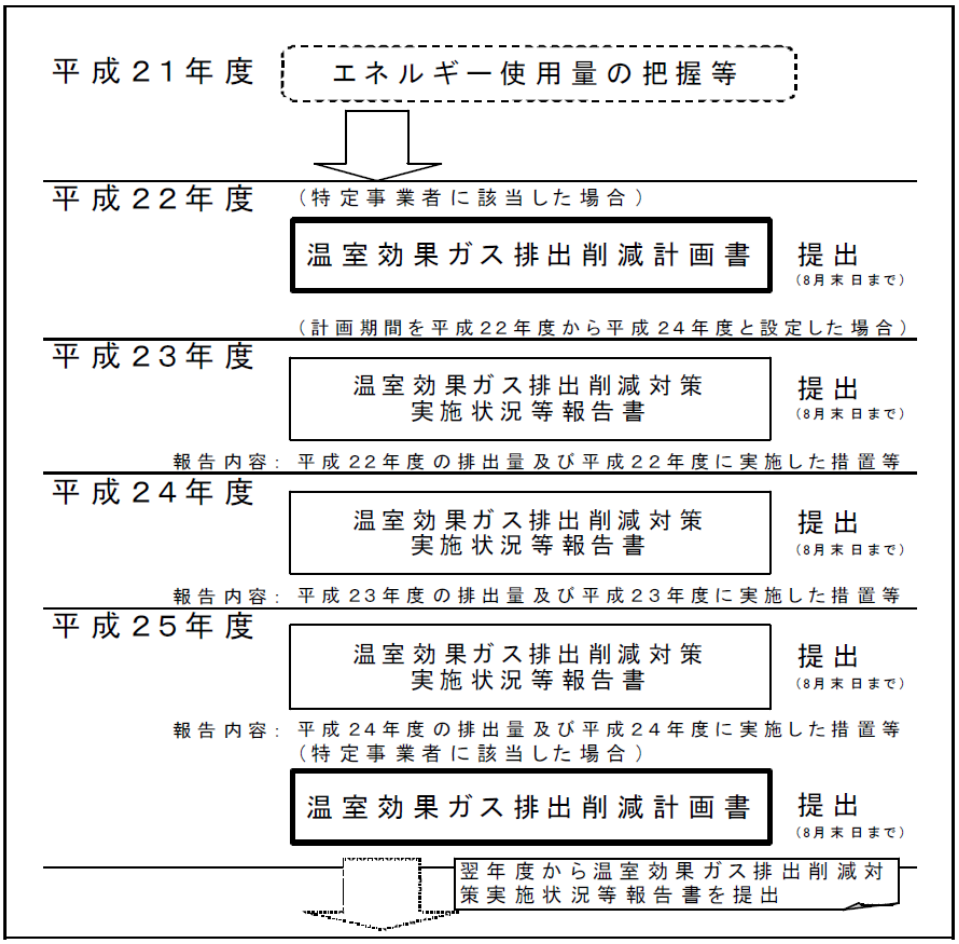

岡山県環境への負荷の低減に関する条例	岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則
第五章　温室効果ガスの排出の削減のための措置 (排出削減計画の作成等) 第百二条　事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする事業者として規則で定めるもの(以下この章において「特定事業者」という。)は、規則で定めるところにより、温室効果ガスの排出を削減するための計画(以下「排出削減計画」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。	(特定事業者) 第五十七条　条例第百二条第一項の規則で定める事業者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一　県内に設置し、又は管理している全ての工場等(工場又は事務所その他の事業場をいう。以下この号及び第四号において同じ。)における前年度の原油換算エネルギー使用量(当該年度において使用した燃料の量並びに当該年度において他人から供給された熱及び電気の量(工場等において運行又は運航の管理を行う自動車、鉄道車両、船舶及び航空機の燃料及び電気の使用量を含む。)をそれぞれエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和五十四年通商産業省令第七十四号)第四条に規定する方法により原油の数量に換算した量を合算した量をいう。)の合計が千五百キロリットル以上である者 二　道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第二条第八項に規定する自動車運送事業者であって、県内にその使用の本拠の位置を有する自動車の前年度の末日における台数が、次のいずれかに該当するもの ア　貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業又は同条第三項に規定する特定貨物自動車運送事業の用に供する自動車(被けん引車(自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。)を除く。)の台数が百台以上であること。 イ　道路運送法第三条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業(同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を除く。)の用に供する自動車の台数が百台以上であること。 ウ　道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の台数が二百五十台以上であること。 三　エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第九十九条第一項に規定する貨物輸送事業者であって、県内にその使用の本拠の位置を有する自家用貨物自動車(エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令(昭和五十四年政令第二百六十七号)第十条の表の中欄に規定する自家用貨物自動車をいう。)の前年度の末日における台数が百台以上であるもの 四　前年度の末日において常時使用する従業員の数が二十一人以上である者であって、県内に設置し、又は管理している全ての工場等における第四条各号(二酸化炭素については、エネルギー(エネルギーの使用の合理化等に関する法律第二条第一項に規定するエネルギーをいう。)の使用に伴って発生するものを除く。)に掲げる物質のそれぞれの前年又は前年度における排出の量(地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第五条第十号から第十六号までに規定する方法により算定された排出量をいう。)に当該物質の地球温暖化係数(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第二条第五項に規定する地球温暖化係数をいう。)を乗じて得た量のいずれかが三千トン以上であるもの

	（排出削減計画の作成等） 第五十八条　条例第百二条第一項の規定による排出削減計画の提出は、温室効果ガス排出削減計画書（様式第三十号）により、最初に特定事業者に該当することとなった年度の八月末日までに行わなければならない。 ２　前項の規定により排出削減計画を提出した特定事業者が、排出削減計画に記載した目標年度の翌年度において特定事業者に該当する場合には、前項の規定の例により当該翌年度を初年度とする排出削減計画を作成し、知事に提出しなければならない。
２　前項の規定による提出をした者は、排出削減計画を変更したときは、規則で定めるところにより、変更後の排出削減計画を知事に提出しなければならない。	３　条例第百二条第二項の規定による変更後の排出削減計画の提出は、温室効果ガス排出削減計画書（様式第三十号）により、排出削減計画の変更後速やかに行わなければならない。
（報告） 第百三条　特定事業者は、毎年度、規則で定めるところにより、前年度の温室効果ガスの排出の量及び排出削減計画に基づき実施した措置の状況を知事に報告しなければならない。	（排出量等の報告） 第五十九条　条例第百三条の規定による前年度の温室効果ガスの排出の量及び排出削減計画に基づき実施した措置の状況の報告は、温室効果ガス排出削減対策実施状況等報告書（様式第三十一号）により、当該措置を実施した年度の翌年度の八月末日までに行わなければならない。
（排出削減計画等の公表） 第百四条　知事は、特定事業者から第百二条第一項若しくは第二項の規定による提出又は前条の規定による報告（以下「提出等」という。）があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。	（排出削減計画等の内容の公表） 第六十条　条例第百四条の規定による排出削減計画等の内容の公表は、岡山県環境文化部環境企画課への関係図書の備置き、インターネットの利用その他知事が適当と認める方法により行うものとする。
（勧告） 第百五条　知事は、特定事業者が正当な理由なく第百二条又は第百三条の規定に違反して排出削減計画を作成せず、若しくは提出等をせず、又は虚偽の記載をして提出等をしたときは、当該特定事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。	
（勧告の公表） 第百六条　知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。 ２　知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。	（勧告の公表） 第六十一条　条例第百六条第一項の規定による勧告に従わない旨及びその勧告の内容の公表は、岡山県公報に登載する方法その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

岡山県環境文化部環境企画課
新エネルギー・温暖化対策室
電話：０８６－２２６－７２９８
ＦＡＸ：０８６－２３１－８０９４